

## 新税審査特別委員会会議録

令和7年5月30日

午前9時30分開会

○副委員長（桑谷 覺議員） おはようございます。ただいまから新税審査特別委員会を開催します。

初めに、委員長からご挨拶をお願いします。

○委員長（八木幹男議員） 皆さんおはようございます。このたびの新税審査特別委員会においては、美瑛町議会初となる公聴会をはじめ、町民の皆さまの多様な意見を聴取してまいりました。

また、私たちが議案審議に当たり、常日頃心がけていることは、ちょっと待て。法にはいかに。ということでもあります。議事を進めるに当たって、国の法令、本町の条例、規則等に沿って進めていくことが求められています。さらに、委員会に与えられている審査権行使に当たっては、議案の内容をよく検討して、可決、可決すべきものであるか。それとも、修正可決、否決、いずれが良いのかについて結論を出すことに、委員総力で対処していかなければなりません。本日の議案審議に当たっても、国の法令、本町の例規に例規を遵守して委員会運営をしてまいりたいと考えております。活発な議論展開をお願いして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日1日よろしく願いいたします。

○副委員長（桑谷 覺議員） ありがとうございます。

続きまして、議長からご挨拶頂きます。

○議長（野村祐司議員） おはようございます。ご苦労さまでございます。開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

不安定な天気が続いておりますが、今日は何か真夏日になる、こんなところであります。基幹産業の農業もちょっと遅れがあるようでありますけど、これを機会に一足飛びに生育が進めばと思っております。

本日の条例審査に向けては、2月1日ではありますが、議会主催による全町民呼びかけの意見交換会、それにはフリートークと称して議員間の協議、さらには先般の公聴会いうことで進めてまいりました。3月28日ではありますが、申請審査特別委員会提出の書類の中で、令和元年からのプロジェクト会議、さらには検討委員会、条例審査まで、ちょうど60項目が記されておりますが、いずれにしても論議を深めてきたところでありますが、この新税については、両論があるというのが現実であります。自治基本条例では、町民目線に立った上手条例づくり、これをまちづくりの基本としておりますので、どうか皆さん本日は、各委員から活発な議論、協議をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○副委員長（桑谷 覺議員） ありがとうございます。

これから、委員長の進行でお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（八木幹男議員） ただいまから令和7年第2回定例会にて、本特別委員会に付託されました、議案第4号、美瑛町宿泊税条例の制定についての件及び議案第5号、美瑛町駐車場利用税条例の制定についての件の審査に係る美瑛町新税審査特別委員会を開催します。

ただいまの出席委員は12名であります。

審査に入る前に、本特別委員会の進め方について協議します。

お諮りします。議案第4号と議案第5号を議案ごとに審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認め、したがって、議案第4号と議案第5号を議案ごとに審査することに決定しました。

次に、審査方法についてお諮りします。発言の要求は挙手によって行い、委員長の許可を得た後、起立して質疑を行ってください。質疑の方法は一問一答とします。発言の回数についても制限はありません。なお、委員会にも町会議規則第54条の規定が適用されますので、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えないよう、お願いいたします。委員会中、審議等に疑義が生じた場合は、議会運営委員会に諮り、進めることといたします。

まず、議案第4号について提案理由の説明を受けたいと思います。提案理由の説明が終わりましたら、総括質疑を行い、次に、条文ごとの質疑を行い、その後、議案第4号全般に関する質疑を行います。質疑が終わりましたら、討論、採決に進みたいと思います。議案第4号の採決後、議案第5号について提案理由の説明を受けたいと思います。提案理由の説明が終わりましたら、総括質疑を行い、次に、条文ごとの質疑を行い、その後、議案第5号全般に関する質疑を行います。質疑が終わりましたら、討論、採決に進みたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。それでは、この方法で会議を進めてまいります。

ここで傍聴人の方にお願いをいたします。委員会においても、町議会傍聴規則が適用されますので、会議中は静粛をお願いをいたします。

暫時休憩します。

休憩宣言（午前9時37分）

（税務課説明員 入室）

再開宣言（午前9時38分）

○委員長（八木幹男議員） 委員会を再開します。説明員の皆さんご苦労さまです。

これから審査を始めます。本特別委員会に付託されました議案第4号、美瑛町宿泊税条例の制定についての件を議題とします。議案、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

税務課長。

○税務課長 美瑛町宿泊税条例の提案理由についてご説明いたします。今回の条例の制定につきましては、本町はこれまで、地方交付税や各種補助事業等を活用した財政運営により、来訪者の増加に伴う費用負担に対応してきましたが、今後も増大が見込まれる費用を負担し続けるには限界があり、原因者である来訪者に負担を求めていく必要があります。町民の皆さんが安心して暮らし続けられるまちづくりのために、来訪者の受入れに伴う財政需要の増加に対応し、持続可能な観光目的地としての競争力を維持、向上させるため、新たに美瑛町宿泊税条例を制定するものであります。

続いて、制定の概要になります。本条例は第1条趣旨から委任までの全19条から構成されております。第1条では、本条例の制定の趣旨について規定。第2条では、課税根拠とする法令等について規定。第3条では、条例における用語について規定。第4条では、納税義務者について規定。第5条では、課税免除となるものについて規定。第6条では、納税義務者に課する税率について規定。第7条では、減免について規定、第8条では、徴収の方法について規定。第9条では、特別徴収義務者となるものについて規定。第10条では、特別徴収義務者が行う申告について規定。第11条では、納税管理人の申告等について規定。第12条では、特別徴収義務者が行う申告納入について規定。第13条では、特別徴収義務者が納入する不足金額等について規定、第14条では、徴収不能額等の還付または納入義務の免除の取扱いについて規定。第15条では、特別徴収義務者の帳簿の記載義務及び保存について規定。第16条では、間接地方税及び夜間執行の制限を受けない税である旨を規定。第17条では、納税管理人に係る申告に関する過料について規定。第18条では、帳簿の記載義務違反等に関する罪について規定。第19条では、規則への委任について規定。附則では施行期日、適用区分、経過措置、準備行為、徴収の方法の特例。同宿泊税に係る督促、滞納処分及び見直し期間の検討について規定しています。施行期日は規則で定める日からの施行と、公布の日からの施行となります。以上で、美瑛町宿泊税の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（八木幹男議員） 初めに議案第4号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） 4番、興梠です。今、これ確か条例やるときに、総務省とのすり合わせが多分必要になってくると思うんですけども、今どのように進んでるか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 ただいまのご質問ですけれども、総務省とは現在、事前協議という形の中での協議は行っております。ただ本協議というものは、条例が可決された後に行われるという風になっておりますので、状況としては、事前協議を行っているという状況になっております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。いや、その事前協議が今どのような話し合いが進められているかという内容をちょっと申し差し支えなければ教えてください。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 事前協議ですけれども、何点か論点になる部分ということでは、総務省のほうからは頂いております。今の中で1番、うちのほうとしても、ちょっと気にしているところは、まず総務省のほうから言われている内容の一つに、今回、法定外普通税ということで、うちのほうを進めているんですけれども、原因者課税ということにしているところで、町民の方については、料金を課さないというようなことで、町民は宿泊税、これから出てくる駐車場利用税も同じですけれども、そこはかけないという風にしております。ただ、宿泊税に関しては今回北海道も導入を進めておりまして、北海道の増税について、道の宿泊税については、美瑛町民であるけれども当然かかると。それは原因者課税という理論がうちと違っているので仕方ない部分ってあるんですけども、道税は払うけれども、町の宿泊税は町民は払わないということちょっとその辺の部分、そこがあるといいますか、考え方の違いがあるのではないかというようなことは、懸念としては、今のところちょっと気にしている部分というのは、その部分になります。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。いや、それ項目で、町民取れないという項目で聞こうと思ったんですけれども、今出てきたんで、本当にそう町民とれないのに、ここに入ってないですね。それと項目は免税のところ、この辺は何で全然入ってないのかなっていう。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 町民が課税対象であるということにつきましてはですね、課税免除ではなく、4条の納税義務者の該当から外してるところで本条例のほうを策定しております。以上で

す。

○委員長（八木幹男議員） ほかにありませんか。

（「はい」の声）

7番、白石委員。

○委員（白石久代議員） 7番、白石です。よろしくお願ひいたします。お聞き及びだと思ひますが、徴収義務者となる宿泊事業者さんの反対をこれだけ受けていながら、この審査を進めるのにもうちよつとちやぶ台ひっくり返すようなんですが、私は宿屋さんたちどう説明すればいいかな。先日から悶々としてるんですけども、先日の公聴会のために、宿泊事業者さんへのアンケート調査を有志たちで実行され、66%の反対という風に数字が上がってきてるんですが、これ審査に入るといふことは、宿泊税ありきといふことで、捉えてよろしいんでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 税務課長。

○税務課長 今行われた66%が反対というアンケートを、お話ししか私もちよつと聞いておらないんですけども、私どもがこの宿泊税を進めてくる経過の中でですね、町民全体を対象としてしたり、それから、宿泊する方を対象にしたアンケート。別に商工観光交流課のほうで進めていた情報によりますと、6割から7割の方について、条件付といふことでありますけれども、賛成であるといふような情報も得ております。そうした中で、本条例を制定しまして、議会のほうに提出させていただいた経緯もございまして、決して、もちろん反対といふ意見、お話しも聞いておりますけれども、全体の話としてはそういう情報がありましたので、それで進めさせていただいたといふ

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 4番、白石委員。

○委員（白石久代議員） 答弁頂きました。えっと、例えば町民、例えばですね、すいません。非常に例えなんですけど、この時点で、例えば町民投票行つたとしますと、町民対宿泊事業者だと、宿泊事業者は圧倒的に少ないわけです。そうすると賛成が大多数といふ結果になると思うんですが、それを果たして、平等なんでしょうか。公正なんでしょうか。そこに疑問を感じておりますが、どうお考えですか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 税務課長。

○税務課長 ただいまご質問といひますか、確かに町民、利害関係者でなければ、恐らく町民の方ももちろん、正直興味があまりないとか、自分が宿泊するときにかかるのかかからないのか。何らかの形で自分が宿泊税といふものに絡みがなければ、恐らくそういう方たちといふのは、賛成でも反対でも、どちらでもいいといふような方も一定数はおられるかと思ひます。議員お

っしゃるとおり、当事者、お金を集めなければいけないという今回の特別徴収義務者である宿泊事業者さんですね、今、140件から50件ぐらいあると思いますけれども、その方たちは、皆さん全てではないですけれども、今までの話の流れからすると、事務が増えるので何とか考えてほしいというようなご意見はたくさん頂いているので、反対の方も中にはいらっしゃるのかなという風には感じておりますが、ただ、町の財政的なもの、町を広い意味で、将来、持続可能なものにしていくという意味で、たくさんの賛成の方というのももちろんいらっしゃると思います。まちづくり委員会などで、いろいろとこちらでも説明させていただきましたけれども、早く導入したほうがいいですとか、ただ、宿泊事業者さんにはもうちょっと配慮していただきたいとか、様々な意見を頂いているのは事実でございます。そういう中でそれらも全て含めた中で、今まで、いろんな情報を集め、結果、このたび議会に提案させていただいたという経緯になっておりますので、もちろん全ての方に納得頂いた上で進めていくというようなことが理想ではありますが、現実問題として、そういかない部分があるということもありますので、その辺はご理解頂きたいと思っております。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田委員。

○委員（青田知史議員） 6番、青田でございます。おはようございます。よろしく願いいたします。根源的なね、質問になるかもしれないんですけども、まず財源、今課長がね、答弁でおっしゃった持続可能な町ということでいけば、その財源としてはこれを使っていきたいということは非常によく分かります。それで、財源であれば、様々なとらえ方がとり方があるよってというようなことで、先だつての公聴会においても、白金温泉の総支配人の方から、入湯税、私の質疑というかね、問いに対して、入湯税を上げることでそのほうが簡単だよねとかそんな話が出ておりました。実際美瑛町15万人の入湯客数があるので、単純に200円、この宿泊税と同額入湯税を増やすと、事業者数6ですから、6人の方を6事業者説得してやればね、大体3,000万ぐらい集まる可能性もあるという、日帰りだとかそういうのもあるから、一概にはあれですけども、恐らくね、上げ方によっては、3,4,000万集まるのかなという風なことはあるんですけども、その辺りの令和元年に、町長とね、私、宿泊税について、一般質問したときに、拙速にならないようになってあったんですけども、その辺りきちんと踏まえて様々な財源を検討してここに至ってるかとは思っただけですけども、その辺りについて認識をね、まず伺いたいなと思っております。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 税務課長。

○税務課長 入湯税なども含めた、ほかの財源、その辺の検討を十分してきたのかということ

すが、まず入湯税については今、年間1,800万、約1,800万ぐらいの税収がありながら、また、市町村、近隣でいうと東川町であったり、それから上川町であったり、数年前から入湯税の値上げを行って、まあ今回宿泊税のほうはやらないけれども、入湯税のほうで税収を上げているといった町もございます。当町におきまして、私がこの税務課に来たときにはですね、ちょっとその入湯税の議論というのは、一旦終わったという風には聞いております。流れとしましては、観光振興の財源検討委員会、今回の提言書を出してきた委員会ですけれども、その中で青い池の駐車場料金の値上げについても当然議論してきました。それで、その中で何が一番、今の美瑛町に合っているのか、当初その入域税という考えで平等に美瑛町にこられた方、それはもちろん、観光もそうですけれども、仕事で来られたりして泊まったり、遊んだり、そういう方も含めて、入域する方にかかるのが平等なんじゃないかといった意見もございました。ただ全ての方、美瑛に入ってきた方に何らかの、そのお金をもらうということは、財源、設備的なものとか、現実的にそういうような、なかなか難しいと。例えば高速道路のように、車や人が入ったら、その時点で何かをするというシステムというのはできないというようなことで、いろいろ委員会の中で検討した結果、美瑛として、それから公平性はある程度広い、たくさんの方からもらわなければいけないというような中で、今現在実施している青い池の駐車場料と、それを税にしてプラスする。それと、一定の、一定の料金をとれる宿泊、宿泊者から宿泊税を頂くと。その車の両輪ということで、そこを全体としてやっていきたいと思いますという結論になりまして、そこで今回の税という発想になっております。ほかにももちろん、町民へのアンケート調査をやった中で、いろいろな例えばトイレからトイレを利用した人から、料金取ったほうがいいんじゃないとか、様々なすばらしい意見も出ておりましたけれども、この税を議論する中で至った検討結果もございますので、ほかにもいろいろ意見もありますけれども、それを全て網羅することはなかなかできませんので、そういう部分で今回、この2税としたということに落ちついていきます。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 青田委員。

○委員(青田知史議員) 答弁頂きました。いろいろね、とり方あるということでご説明頂いて、それでね、アンケートの中にも、今、トイレのあれだとか、私のところにね、たまたま昨日も来てただけけれども、最近で言ったらね、2024年ちょっと10月から、東大の赤門、開け、赤門プロジェクトというのがあってそれQRコードでねチャリーンと課金されて寄附ができるだとかそういうね、簡易に、その原因者課税ではないんだけど、協力を募って寄附をするような、そういうことをね、考えている、議会でもちょっと一応そういうのを話を聞いたことあるんですけども、そういうようなね、いろんな新しいとり方も含めてやることで、財源っていうのがね、持続化の財源、そういう財政ができるのかなという風に私は思ってるんです。け

れども、例えばそういう新しい方法をですね、その財源検討委員会ではなかったけれども、そういうことで、例えば入湯税とそういうもう一つのQRコードによる寄附だとかというのが、当然全部から離れるけれども、そういうのがあればですね、財源は、観光振興に関わる部分というのは、入湯税も当然観光振興使える、それプラス、そういう新しい方法、QRコードによる寄附だとかっていうなことであればですね、財源はそこ担保できるんじゃないのかな。だから、ワンオブゼムというか、なんて言ったらいいのかな。要は財源を取るための一つの手段であるんだけどそれが決してオンリーワンのね、解決にはならないのかなって私はね。その辺というところ、しっかりと我々も踏まえてね、考えていかなきゃならないのかなと改めて公聴会かなと私は思ってるんだけど、その辺り財源ということであればですね、別に税ではなくても、強制力はないかもしれないけれどもそういう期待値としては考えられるのかなと思ってはるんですけどその辺り、どのような総括がちょっと膨らんでおありになるから、お考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 税以外のものも含めての考えということですが、正直ちょっと税務課の範囲を超えてしまうので、あまり内容については、ちょっと言えることも少ないとは思いますが、今回まさに税の検討委員会ではなく、観光振興の財源検討委員会という中身で、この検討委員会で、料も含めた形でいろいろ検討してきたということがあります。ですので、基本的に全ての料金についていろいろな方面からこういうのが良いのがいいよっていうところまで集めて検討したかというところまではないんですけど、ある程度の今、美瑛町として、料金、税金、そのどれがどれが一番理想なんだということの検討はこの検討委員会ではある程度なされたのかなという風には思っています。今後の話になりますと今うちのほかの町にの参考にしたり、今回、普通税というようなことでちょっとオリジナル部分もあるんですけど、普通税にしたほうが財源的に使い勝手がいいと、いろいろなところに財源を充てていくことができるというメリットもありまして、進めようとしているんですけど、当然、その中で、これからいろいろな今までアンケートをとったのもですね、この2税のためだけではなくてですね、今後いろいろな町民さんからの意見がたくさん出てきましたので、先ほどのトイレの料金の話ではないですけど、そういうものを一つ一つですね、可能なものであれば担当課に振って、その中から、新たな財源を少しずつ職員も知恵を絞りながらですね、やっていけないかなと思っております。ですので、今回はたまたまこの税の話でやっておりますけれども、役場全体美瑛町全体として考える場合は、もっともっといいとり方、観光客なり外から入ってくる方が、自らそういうことだったら協力しますよというような取り方も、今具体的には何かというのはちょっと思いつかないですけど、そういうものを模索していくというの

も大事なのかなと思います。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

7番、白石委員。

○委員（白石久代議員） 再び白石です。よろしくお願いします。こういう素人的な質問なんですけども、仮に美瑛町の宿泊税が導入されたとして、今、課長言われたそのほかの財源も、検討していくと。その場合に、ほかの財源でとても税収が多い、いいものが次々に出てきたとして、宿泊税の徴収にとっても宿屋さんたちがやっぱり負担かかっていると、トラブルがあるっていう場合に、宿泊税は再検討という可能性は、ありますでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 課長。

○税務課長 今ご質問の中で今回条例の中にも入ってはいますけれども、条例を施行した、仮に施行した後ということになりますと、5年ごとに見直し規定を入れてございまして、例えばこれはもちろん、例えば宿泊税の金額を見直すですとか、内容を見直すといったところになります。宿泊税に関してその徴収の細かい部分っていうのは、条例はある程度大まかな部分しか決まっていないので、まず何が例えば、手数料とかそういうものは、特に条例の中に入れてはいないんですけれども、もちろんその条例の中で見直しということになっておりますので、そういう意味からいうと、不具合といいますか、そういうのを正していくということは可能かと思えます。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

ご指摘のとおりで発言の許可を今しましたけれども、一応関連質疑という形で今私個人的に受けさせてもらいました。それで今後、1項目について1回に限定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで議案第4号について総括質疑を終わります。

次に、条文ごとに事務局が朗読し、審査を行います。それでは、第1条及び第2条の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第1条及び第2条についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第4条及び、失礼しました。第3条及び第4条の審査を行います。

○**議会事務局長**

(条文の朗読を省略する)

○**委員長（八木幹男議員）** 第3条及び第4条についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興柁委員。

○**委員（興柁勝也議員）** 4番、興柁です。ちょっと確認なんですけれども、納税義務者の中で、1棟貸し、1棟貸しした場合っていうのは、代表の人が町内の人なら、ほかの方々全部減免になるような形で考えてらっしゃるんでしょうか。

(「はい」の声)

○**委員長（八木幹男議員）** 住民税係長。

○**住民税係長** 宿泊料金の定義なんですけども、1棟貸しの場合はですね、何人で泊まるかによって、確か宿泊等の単価が変わる施設もございます。そういう施設も含めてですね、1人当たりの宿泊料金というのを換算して出すような形になります。美瑛町におきましては、単価に限らず、定額制なので、1人幾らというところで、人数で払うこととなりますが、北海道のほうについてはそういう単価を変えて金額によって変わるという形になります。そういう意味では、美瑛町の定額制は1人いくらっていうところで、1棟に5人泊まったら5人分というところの税率となっております。

(「はい」の声)

○**委員長（八木幹男議員）** 4番、興柁委員。

○**委員（興柁勝也議員）** いや、だから5人泊まった場合、個人とも全部名前書かせるというところはもう、しないところもありますよね。代表で何人、代表の人が1人とか書いたとか、それから一般の方々っていうのは、聞く、払わないで済むような形になる。

(「はい」の声)

○**委員長（八木幹男議員）** 住民税係長。

○**住民税係長** ごめんなさい。ですね宿泊行為の後半のほうになりますけども、帳簿の管理というものを、税条例のほうで定めております。ここでは宿泊者名簿をつくらなくちゃいけないというものを定めておりますので、そこでちゃんと名前を変えて、町民であるか町民、町民外であるかというのを確認していただくような形になります。また旅館業法のほうでも、本来であれば多分、運用としてほか何名として、事業者さんもあるのかもしれませんが、旅館業法そのものにつきましては、宿泊者名簿を作らなくてはならないという規定がございますので、私町民1人ほか20人なんていう風を書いて20人分を非課税にするということは本来ではな

いという風な形になっております。

○委員長（八木幹男議員） 他にありませんか。

（「はい」の声）

13番、高田委員。

○委員（高田紀子議員） 13番、高田です。第4条の美瑛町内に住所を有する者については、この限りではないという町民の免除っていうところのこの根拠というか、先ほど総務省からも、原因者課税における平等性だと思うんですね。課税する人に対しての平等性っていうところで欠けるのではないかっていうところで、町としてはどのような考えで、町民免除っていうことになったのか、お聞かせください。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 税務課長。

○税務課長 原因者課税による今回法定外普通税ということで進めさせていただいているんですけれども、そもそも今の町民にかけないというところのベースになるのが、この原因者課税という議論になります。研修会とかでも青木先生、神奈川大学の青木先生のお話の中でも出てきたと思うんですけれども、この原因者課税というのは観光客だけではなくて、来訪者や来訪者が行政需要の増大の原因になっているという考えに基づいて、外から来られる方たちに、税金を今回の場合で言うと、宿泊税を払っていただくという理論になります。美瑛町民については、もともと、町民税ですか他の税金を払っているというようなこともありまして、それから国の交付金等も交付されているというような中でそもそも、そういう費用の中で負担をしている。負担をしているし、交付税からもお金が出ている。というようなことで、町民については、原因者とならないのでかけませんよというような議論で進めております。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 13番、高田委員。

○委員（高田紀子議員） すいません。宿泊者っていうこと、今回の宿泊税が来訪者によるものであるってところでの、お考えは、今聞いて了解し、理解をしているところなんですけど、ただ、来訪者であろうが、宿泊するのは町民であろうが来訪者であろうが、同じだと思うんですね。ここには宿泊料を払うっていうところには同じであるってところがあると思ってますよね、私はね。そこに税金をかけるってところなので、そこなんだろう、来訪者だから、町民であっていろいろと国からの交付金とかもあっての中ですけれども、財源確保ってところにあれば、その区別はつけられないんじゃないかなっていう私の中にも考えがありまして。あと、もう1点はそれこそ今回宿泊税をやることによって、宿泊業者さんからご協力を得なきゃいけないっていう今回のところがありますよね。そうすると町民としても何か宿泊に関しての税金を納めるってところの協力って何か必要ではないか、平等性というか、

ちょっとずれちゃうかもしれないんですけど、その平等性のところで、町民もそのオーバーツーリズムとか、今、町民の方たちの中でもう被害を受けてる人もいらっしゃるんで、被害を受けてない方もいらっしゃる。その差もある中で、やはりそこは皆、やはり町の財政について協力し合って、確保していくべきじゃないかっていうところに、ちょうど今私は、この町民免除っていうところに費今引っかかっているところがあって、町としてはその辺と、すいません。再度お聞かせ頂きたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 税務課長。

○税務課長 財政的な部分で言いますと、確かに議員おっしゃるとおり、町民であろうと町外の方であろうと、皆さんから取ると。確かに宿泊する行為に対してかけるということですので、町民も、宿泊をするというところでは確かに同じ行為をしていれば払っていただくというのは正しい理論なのかなあという風にも思います。ただ今回その財源検討委員会の中での話もあるんですけれども、外から来る方に負担していただく。それは、そういう方たちが美瑛町内の行政需要を高めている原因になってますよというところから来ています。で、町民から取る取らないというのも、もちろん、議論の中ではいろいろあるんですが、ただもちろん町民だから、町民はかからないんだよっていうほうが、町民さんからすると、もちろん冬とか白金温泉泊まりに行く方とかいろいろいらっしゃると思うんですよね。そういう中で、今まで税金がかかってなかったのに急にかかることになるのかというように言われる方も恐らくいるとは思ってますよね。それで、いろいろアンケートとか取ってる中でも、町民は取らないでほしいという意見は正直な話ありました。通常、かかるほうがいいのか、かからないほうがいいのかというのと、かからないほうがいいのかなど。ただし、外から入ってくる方たちに負担していただいて、そこを町のいろいろな行政需要の増大分に使っていくというようなことが、理想としてはいいのかなという風に思っているところであるんですけども、まあベースとなるのは、その財源検討委員会の中で、青木先生が言っておられる原因者課税というところからきて、それを今、進めているところが現状でございます。で、ほかの町を見るとですねあまり多くはないんですけども、町民かからないといった原因者課税をベースとしている条例も可決されているところも何個かはございます。ただ美瑛町がそのまま同じ理論でいけるかというのと、もちろんそれはこれから、総務省の協議もしていく中でいろいろと協議、必要になってくると思いますけれども、現状では、この青木先生の理論で、なるべく町民には負担をしない。原因者課税という理論に基づいて、たまたま町民もかからないという風に今進めているところでありましてけれども、今後もし、総務省協議の中で、何かこの辺が進められないというような状況になってきた場合はですね、変えていく。いかなければいけない状況も出てくる今のかなという風に思っておりますけれども、現状では原因者課税という理論に基づいて進めているといった状況です。

以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田委員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田でございます。いわゆる民泊なんですけれども、過去の一般質問の中で、要は民泊捕捉。どうやって捕捉するんだというそういうこともありました。現在の町にある民泊の数ですね、現時点で結構なんですけれども、大体どれぐらいあるのか捕捉しているのか、何をもって捕捉してるのか、その辺りについて伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 すいません。ちょっと今手元に資料を持ってきてないので、数字1桁台まではちょっと怪しいです。160事業所あるんですが、こちらの民泊に限らず宿泊事業者という把握での人数となっております。現状今税務課のほうで宿泊事業者をリアルタイムで把握しなきゃいけない業務がちょっとないものですから、この数字というのは観光課のほうで、民泊とかの関係のほうの北海道のほうで登録事業者を公開しておりますので、そちらから、登録事業者を確認してる数字を教えてもらったり160というような数字となっております。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 6番、青田委員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田でございます。当時、一般やり取りの中で、当時はね、大体民泊30件ぐらいだったんですよ。それが今恐らくね、100は超えてるだろうというようなことで、ただ、当時の議論の中でも、闇民泊というか、無届けで、北海道のホームページを見ると、確かに民泊住所も出ててね、概要というか、数字含めて分かるんだけど、町で何件登録して分かるんだけど、届出なくてね、そういう風に、隠れての事業としてやっていると対しても、本来であれば、やっぱり税の徴収というかその公平性ということであればそういうところもね、きちんと捕捉して取らなきゃならないと。だからそれを北海道のそのホームページから登録してるところをね、抽出して、そこに対して課税するというところだけではですね、ちょっと私足りないんじゃないのかなと。いかにその捕捉していくかということをおね考えていかないと、税の公平性ということになるとね、かけてしまうのかなって。そういうことについてもきちんと考えてく必要があると思いますけど、認識を伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 登録頂いてない、宿泊事業者、違法民泊と言いましょるか闇民泊、そのようなものに対してどうするのかというのは、確かにこれまでの議論の中で宿泊事業者さんからもご意

見頂いております。取るべきだというご意見もあります。私たち税務課としてはですね、まず旅館業法にのっとってなく、宿泊民泊事業をやってるという違法行為がある状態が正しくないで、まずそれを是正していただくのが第一であると考えております。旅館業、保健所ですね。保健所への通報など、北海道と連携をして、登録を頂いて、その上でかけるということで、要は登録頂いて民泊。闇の、闇という表現がいいんでしょうか。闇民泊の状況で課税をするという、直接的な考え方ではなく、そのような事業者を発見した、または通報を受けた場合にはですね、北海道と連携しながら、正しい旅館業法の運用をしていただきまして、その上で課税していくという風なことをしていかなくちやいけないかなということは考えております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 6番、青田委員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。あとはね、倶知安に視察行ったときに、要はオーナーさんが外国人でどこにいるか分からないか私分からないっていうな感じでね。それでもなかなかそういうふうな税の徴収を苦勞されてるという話もね、あったもんですから、その辺りについてもねやっぱりこの対策が必要なのかなと思うんですけども、これまともに行った令和8年4月からってなったときに、そういうようなリスクがね、あるのかなのか、現時点としてどのような認識か伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 特別徴収義務者が、限定できない場合というところですが、先のほうになってまいります第9条にですね、第9条第2項に町長が必要と認める場合、前項の規定は特別徴収義務者、にかかわらず、宿泊税の徴収に関わって便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができるとなっております。例えば中国、国名は外国人の方がそこで民泊をしている。ただ、やはりそれを運営する方なり清掃する方、また料金を徴収する方、何かしらの業務をしての方がいらっしゃるのとは間違いのない話で、こういうようなところは特定しまして、私たちのほうから特別徴収義務者を指定するというので、課税逃れという風なことができないような条例の組立てとなっております。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

7番、白石委員。

○委員(白石久代議員) 7番、白石です。お願いします。町内に有する、住所を有する者の免除なんですけど、以前もお尋ねしたんですが、宿泊税が、200円、1人200円徴収できたとして、試算、町の試算では16万泊ということで、3,200万の税収が見込まれるというご

説明はあったんですが、この町内、例えば白金温泉に老人会で行くとかっていうのは免除に当然なと思うんです。で、あと次の5条に出てくるんですけど、児童生徒も恐らく免除になると思うんですけど、その場合に、減るので3, 200万ではないということは明らかなんですが、その試算はいまだにされてないでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 今試算の話なんですけれども、今の時点で、もちろん減る要因というのもあるんですけど、逆に増える要因というのもあるとうちのほうも思っております。といいますと、今試算している数字というのは、商工観光交流課から実際は数字を頂いているんですが、その数字というのがですね、全て皆さん、数字を宿、宿泊事業者さんがですね、出しているわけではないという風に聞いている部分あります。忙しくて報告ができないとか、いろいろ基本的な調査は毎年やっているようなんですけども、その調査の中でですね、皆さんが100%出してきている数字ではないという風に聞いておりますので、そういう部分が増えるという要素もあると思っております。ただ、今言われる修学旅行それ、それから町内の方がどのぐらい泊まるかによりますけれどもそこを取らないということになれば、その分が減ると。ただ町内の部分、うちのほうでもちょっと試算ある程度したんですけども、どのぐらい町民の方泊まるかっていうと、今、ほとんど多くが町外の方ということなので、営業するとしても、本当に1%、2%ぐらいじゃないかなという風に、はっきり数字は出してないんですけども、そのように、ちょっと押さえとしては、正確な数字ではないですけども、そのような考えでおります。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

5番、保田委員。

○委員(保田 仁議員) 5番、保田です。よろしく申し上げます。先ほどですね、納税義務、町内第4条ですね、町内に在住する者をとということで納税義務者ではないよというところで、課税されるけど減免されるとか、そういったところではないということを確認したんですがその考え方でよろしいですか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 町民についてはおっしゃるとおり減免対象という中で、そもそもの課税対象外であるという考え方で条例を作成しております。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 5番、保田委員。

○委員（保田 仁議員） それでは町内に在住する者の定義ですね、例えば、住民登録をしているのだとか、住んで、いや住民登録はしてないけど住んでる者も含まれるのだとか、そういった部分の定義を明確にされていればちょっと教えてください。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 現状で条例としては住所を有するものという風に考えておりますので、住民票を置いているものという風に考えております。実際運用が始まった場合の時に、その方法をどのように確認するのかというところにつきましては、この後宿泊条例が通った後、具体的な宿泊事業者さんとの話合いの中で、手法を考えてなくちゃいけないかなとは考えておりますが、免許証ですとか、マイナンバーカードなどの提示を頂いて、住所確認をするということが必要かと考えております。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 5番、保田委員。

○委員（保田 仁議員） 5番、保田です。ということでですね、個人については町民、住所を有する者ということによろしいと思いますけど、法人ですね、町内の法人、の例えば経営者だとか経営者が町町内に住所はない、ないけども、法人は理事長、にしているのだとか、法人の従業員ですとか、そういった方々の取扱いについてはどのように考えますか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 町内に勤務をして住所を美瑛町に有してない者の方については現状では非課税の対象外として考えております。以上。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第5条及び第6条の審査を行います。

○事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第6条及び、失礼しました。第5条及び第6条について、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） 4番、興梠です。いや、さっきから何か話が、法定外普通税にしたから、町民からは取らないじゃなくて、取れないんですよ。2重課税になるから。これ目的税に

すれば、別に取りれるんだけどっていう話が、たしか前あったはずなんですけれども、それはいいとして。これ町長が必要と認めるものってというのはどういうことを想定されていますか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 様々あるかと思います。ただ一番分かりやすく言いますと、宿泊料金を取ってるかどうかの把握も私たちの部分ですが、例えば宮様のときの皇族の方々等の宿泊料金とともに税を取るかというところの件、検討があったときに、減免をするかどうかという風な判断も出てくるでしょうし、その他災害のときの調査などにおいて、免除するかどうかというのも出てくると思います。場合によっていろいろ出てくるとは思いますが、ぱっと今皆さまに分かりやすく説明できるのはこのような時かなと思っております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。いや、災害のときは第7条で減免の項目をきちんと定められているんで、これ、町長が必要と認めるものって言ったら、もう何でもありになる可能性も出てくるんですね。だったら、ある程度これきちんと想定ないものを、上げておかないと、自分の親戚呼んでOKって言っちゃえばそれでOKなっちゃうような話になってくるんで、これはきちっといらない、確保すると。何かもっときちんと定めておいたほうがよろしんじゃないでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 ご心配のような案件があつてはいけないので押さえるべき、しっかり明記すべきだというご意見だと思います。ここの部分について規則のほうで詳しくは定めていけばそれで定めておりますと言えんですが、ここも定めて今、今のところない状態ですので、ちょっと規則をつくるときに再度検討しなきゃいけないかなという風に思っております。ただですね、やはりどうしても全ての条件を条例の本文に載せるというのは、決して現実的ではないため、例外規定というのは何かしら、やはりつくらなくてははいけないかと考えております。まず、例外規定があるから、全て町長の認めるものといって、減免するという話ではなくですね。万が一何か突発的にあったときの条例違反とならないようにするための規定というのは、やはり受皿として、条文として書かなくてははいけないという風に考えた上でこのような記載をしておりますので、ご理解頂ければと思います。以上です。

○委員長(八木幹男議員) 質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第7条及び第8条の審査を行います。

○事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第7条及び第8条について、質疑を許します。

(「はい」の声)

興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。この間公聴会のときもあったんですけども、特別徴収が特別徴収するときに、このシステムを入れなきゃいけないっていう事業者さんたちもいて、その辺の、何か何百万かかるとかいう話も出てきたんですけども、この辺のフォローっていうのはもうできてるのでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 宿泊事業者さんへのサポートというところについてかと思います。北海道の宿泊税がまだ、条例可決、総務省の同意が得られてなく、その答えがまだ、出てないので、動きは見てないんですが、北海道のほうでも、考え方としてはそういうサポートする考えがあるという風なお話は、これまでの北海道の資格で、条例の説明の中で聞いております。それを踏まえて、北海道のシステム負担が5割であれば、その5割のうち、残った部分について、町でどうするかということを考えなくてはいけないという風に私のほうでは思っておりますし、多分税務課ではなく、もしかすると違う部署でなるかもしれませんが、観光課になるかもしれませんが、観光課のほうでも、そのような認識は持っているというのは、職員の中で共通認識をつくっております。ただ、具体的にいくらの上限でいくらというところはですねやはり北海道のほうを見て、それを踏まえて、宿泊事業者さんの皆さまの負担がどのように抑えるべきかということを考えるべきかだと思いますので、本日のこの段階で、財源措置なり、補助率がいくらですということの具体的な数字はまだ発表できる。また、私のほうで具体的な単位をつくっている状況ではございません。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。いや、宿泊事業者さんについても急に徴収するって言って、システム取られる、取られろって言ったって、急にお金を用意できるわけないんで、これ少し早めにやってやってもらわないと、本当に事業者さんも困るんじゃないかと思うんですけど、これ、普通ぐらいにもう導入するんですよね。導入するんですよねっていうとおかしいんですけども、導入するんだったら、いつぐらいにこれ、そんな風に事業者さんに説明どのぐらいの補助が出ますよっていうことを言えるのか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 本来であれば確かに気持ちであれば、今私たちは、提案してる状態としては、今年の来年の4月という提案をさせていただいてますので、先にももちろん、明日にでもできればよろしいんでしょうけども、それをするという事は、条例が可決されたという話、そして総務省も同意を得たという話で、話を進めることになって、そもそも、許可を得てない話をもうするのかという風なところで、議会の皆さまからの許可を得てないのに、次の話をするのはまた違うんじゃないかと思っておりますので、もちろん、条例が可決され、総務省の協議が始まり、いくぞという風なとき決まりましたら、遅延なく、お話しできるような準備体制というのはやっていかななくてはいけないなど、もちろん思っておりますので、そのようにしていきたいなと思っております。以上です。

○委員長(八木幹男議員) 次に進みます。次に、第9条及び第10条の審査を行います。

○事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第9条及び第10条について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興柁委員。

○委員(興柁勝也議員) 4番、興柁です。これを、第17条の帳簿の記載義務違反はあるんですけども、これ申告漏れっていうか申告にもし瑕疵があった場合っていうのは、何か違反罰則みたいなものは。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 特別徴収義務者の情報についての疑義があった場合についての罰則というものはございません。ただですね、例えばなんですけど、宿泊の設備ですね。客数ですかと、とかで、例えば、20あるものを10だという風に登録していたということについての罰則はございませんが、その結果、徴収すべき税額などに疑義が出てくるかと思われまして。その際はそちらのほうでの罰則という風なほうにつながってまいります。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 4番、興柁委員。

○委員(興柁勝也議員) 確認ですけど、ということは、調査みたいなものをやる申告があった場合その施設に対して調査を行う。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 法人とかの登録頂ける状態であれば、法人の情報等を確認はさせていただきますし、この後宿泊税が導入された場合のにはですね、どれ、どの頻度で検査をしに行くかというところも考えていくべきところとして私たちの課題はあるんですが、そういう中で、例えば客数の確認ですとかもしていくものの項目の一つになるかなという風には考えております。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

午前11時まで休憩いたします。

休憩宣言（午前10時48分）

再開宣言（午前11時00分）

○委員長（八木幹男議員） 休憩前に引き続き委員会を開会します。次に、第11条及び第12条の審査を行います。

○事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第11条及び第12条についての質疑を許します。

（「はい」の声）

4番、興柶委員。

○委員（興柶勝也議員） 4番、興柶です。ちょっとこれ想定なんですけども、納税の際に、例えば町200円、道に300円としたら500円まとめてこうやってどんと納めればそっちで振り分けてくれるのか。それとも、事業者さんが200円増税と増税の別々にこうやって振り分けて納税しなきゃいけないのか、どういう風なシステムを想定されているのか。納税者申告も、道との絡みが出てきます。委託等のやり方と。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 道税がスタートし、町税もスタートした場合という風なことであります。市町村において宿泊税が行っている場合、北海道のほうとしては、市町村の宿泊税に行ってる自治体には、徴収委託をするという風になっておりますので、美瑛町が北海道の宿泊税分も同時に徴収するという形になります。その際ですが、現段階での北海道の宿泊税の単価というのが、宿泊料金によって変わる変動定率制となっております。また美瑛町においては、町民を減免すると、定額制か、失礼いたします。定額制、そして、美瑛町においては町民を課税対象にしないというところで、報告すべき人数、課税となるべき人数がずれてきてしまいますので、申告書、要は金額を言う申告書にない中では、いくら単位の人が何のクラスが何人と町民が何人いたから、払えませんでしたというところで、若干数字の根拠をつくる書類は、道税と町税分をつく

る上ではちょっと定数手間が増えてしまうかなと思うんですが全く同じではないので、金額的には申告をもって、1,000円なら1,000円。1,500から1,500円納めていただきまして、美瑛町のほうで増税分を北海道のほうに納めるという風な形になっております。で、宿泊事業者さんがそれをどう収めるのかというところなんです。電子納付エルタックスなどを使えるようにしたいということで、北海道のほうも動いているのは事実であります。まだ確定はしていないので、それができますという風な断言はしてませんが、極力その簡単な手法での納める方法をやりたいというのは、北海道のほうも、そして美瑛町のほうも考えているところがございます。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 北海道のシステムに町が乗っかるっていう形によろしいですか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 電子申告システムにつきましては北海道が開発したシステムというのはなく、国が納税用に作ってるエルタックスなどのシステムを活用して道税町税分を回収するという風なものとなっております。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

質疑なしと認め、次に、失礼しました。5番、保田委員。

○委員(保田 仁議員) 5番、保田です。それでは第12条のですね、申告納入というところで、徴収すべきかかる宿泊件数、宿泊税額、その他必要な事項、それから第2項にもですね、その他必要な事項って記載されてますけれども、件数と税額のほかに必要な事項なんか、大体どんなものか、どういうものが考えられるのか、もし、分かりましたらお願いいたします。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 具体的な規則の様式になってくるところかとは思いますが、例えば第2項でありますと、12月から2月分、というところで、何月分がどれに該当するのかということで、月ごとの集計などもしていただかなきゃいけないと思ってます。そこら辺で、変えなきゃいけないというところ、また、宿泊施設などの宿泊施設だというところでの数字なんかを頂くもの、また、課税免除なんかをした場合の該当者がいたらそこら辺の数字も、納めていただかなきゃいけないかなと思いますので、金額と件数だけという額が課税免除はいくら何にましたよとか、何月から何日分ですよっていう風な情報は申告書として記載頂かなきゃいけないかなと。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 保田議員。

○委員（保田 仁議員） 必要な事項についてはそれほどボリュームのある事項ではないのかなという風に思っておりますけれども、できるだけ申告書には記載するところが少ないように、転記するところが少ないようにされるのが一番特別徴収義務者の方にもですね、便宜を図れるのかなと思います。それであと2項第2、2号、2項なんですけれども、規則で定める金額以下であることということで、まだ規則はここに提示されてませんけれどもこの金額についてはどのように考えていますか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 四半期に1回でいいという風にラインをつくるという想定をしています。こちらは、大規模なホテルさんたちにつきましては毎月の納入を頂いて、民泊とか、小さなホテルさんについては、3か月に1回の規定にしたいなと思ってます。こちらの具体的な数字は、今後調整かなと思います。イメージとしては、白金の入湯税で払ってくれてる温泉事業者さんは、月、なかなかの額になりますので、毎月の納めていただくという風な想定、それ以外については、3か月に1回という風な想定ラインになるような金額を設定したいなという風に考えております。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 保田議員。

○委員（保田 仁議員） 5番、保田です。3か月に1回が最長ということなんですけど、例えば6か月だとか、そういった想定はできないのかなというのは、一つの。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 6か月に1回でと想定としてはできるかとは思いますが、道条例のほうが3か月に1回の四半期の宿泊で、導入しない自治体において、道が直接に徴収する場合、3か月に1回という風な規定でつくっております。そちらを今回、私たちのほうも準用して、道で納めるタイミングと、私たち納めるタイミングを合わせてできるようなのがベストかなと思っております。また、やはり少ないとはいえ、半年分を1回出たときに、その精査をする手間の部分を考えますと、やはりいくら少ないとしても、3か月に1回納めていただいて、数字の確定をさせていただきたいなという風なところがございます。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第13号及び第14号の審査を行います。第13条及び第14条の審査を行います。

○事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第13条及び第14条について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。これ、第14条で町長が正当な理由があると認める場合、想定されているのでしょうか。OKって言ったらOKになっちゃうんです。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 この徴収不能額の免除の部分ですが、道条例のほうとあわせて表現をさせていただいております。どんな状態かというとところなんです、例えばですが、宿泊事業者さん、民泊事業者さんが破産ですとか、そういう風な経営不能になって、もう納める金額がないですという風な状況になってしまった場合ですとか、天災、それこそ災害で、宿屋に大規模な被害があり、徴収すべきしていた金額が失われてしまったなどというところが、想定を今しているような部分で、これは道税のほうでも同じような想定をしているようなものとなっております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠勝也。いや、次に天災その他やむを得ない理由があると認める場合っていうのはちゃんと謳ってるんで、いらんんじゃないですか。町長の正当な理由っていうのは。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 課税免除の部分でもお話した内容となっておりますがやはり、ここに書いたものが全てで行くというと、それ以外があったときに対応ができないというのがあるので、これはやはりご心配は、町長の鶴の一声で何でもかんでも特別徴収義務者やらなくていいよっていう風になるんじゃないのというご心配があるのはもちろん、条文を見ればそのように読めるかといいますが、私たち行政職員としてはしっかりそこら辺は、適切に運用する上では、やはり条例にないものを払わなくていいよって言えないことを考えると、受皿の一部としては必ず必要な一文かなと思っております。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

5番、保田委員。

○委員（保田 仁議員） 5番、保田です。同じく第14条ですけれども、同じく正当な理由があると認められる場合というところなんですけれども、これ、条文をちょっと読むとですね、町長は特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことって書いてありますけれども、これは誰から納税者、納税義務者から受け取ることができなくなった場合という風に、読んでよろしいのでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 議員ご指摘のとおり、納税義務者からという風に想定しております。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 保田委員。

○委員（保田 仁議員） それでは例えば納税義務者が払わないよと。ごんぼほるっていうんでしょうかね、払わないって言った場合というのは、正当な理由に当てはまるのかどうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 こちらについては正当な理由の範囲外という風に考えております。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 保田委員。

○委員（保田 仁議員） ではそういった場合について、例えば払っていただけなかったと。納税義務者がですね、そういった場合は、特別徴収義務者がですね、なんだろう。還付ですとか、援助だとか還付は受入れないということに、なるということでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 こちらの徴収宿泊者が納めない場合というところなんです。こちらで地方税法におきまして、市町、地方税685条ですね、地方税法で。市町村法定外普通税の特別徴収の手続ということで、特別徴収義務者は納税者から普通税額を徴収しなくてはならないという風な、地方税法のほうで定められておりますので、宿泊者が払わないといったところをもって、払わないから納めないという訳、宿泊事業者さんは、特別徴収義務者さんは徴収しなくてはならないというのがもう地方税法で定められてますので、納入の義務をどうしても生じますので、そこで払わないよという風なことにならず、かわりに宿泊事業者さんは特別徴収義務者さんが、町に宿泊税が発生した分は納めなくちゃいけないという風になります。では、払わなかった宿泊者のほうにどう対応するのかというところですが、地方税法上ですね、特別徴収義務者に対しての求償権、要は請求権というのは、特別徴収義務者が有するものとなっております。要は市

町村が宿泊者に徴収の徴収権、求償権を要するのではなく、特別徴収義務者が求償権を有して徴収しなくてはならないというのが定められておりますので、そちらのほうになります。で、市町村は何もしないのかというところなんです、特別徴収義務者に対して、個人情報等の部分以外に必要な援助を必ずしなさいというのが、税条例上税法ですね、法で定められておりますので、宿泊者が払わない、納税者が払わないといったときに、特別徴収義務者が町には納入をしなくてはならない。払ってもらえなかった部分を誰が徴収するかといったら特別徴収義務者が徴収しなきゃいけない。町の責任は、徴収をしなきゃいけないといったときの支援サポート援助については、町もやらなくてははいけないという風なのが、地方税法上の立てつけとなっております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 保田委員。

○委員(保田 仁議員) 5番、保田です。かなり無理があるのかなと。実際にね、立て替えて、払ったにしても、多分そのままなくしているっていう場合が多いのかなっていう風な感じはしますけど。それを法律がそうだ、だから仕方ないよって言われます。それまでなんですけどね。何かこう、うまく、そこら辺はそんなにはないんでしょうけど、粹っていうんでしょうかね、ちゃんとフォローできるようなことをきっちり考えていただきたいなという風に思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 先ほどのどういう風な権利をされるかというのは、ちょっと若干ドライに説明させていただきましたが、議員おっしゃるとおり、宿泊税で導入するとなったとき、そして宿泊事業、宿泊者が実際生まれて、徴収が開始されるといったときにはですね、やはり宿泊税が始まっていることの周知ですとか、徴収に対しての案内の書類ですとか、あとは例えば英語表記の徴収の宿泊税についての説明のものとかっていうのは、私たち美瑛町職員としてもやはり作って宿泊事業者さんがですね、少しでも手間がなく、やるようなサポートってのは必要なものだとも考えておりますので、宿泊事業者などへの説明はもちろんですが、利用する宿泊者に対しての周知っていうのは必ずやって、納めていただくような形をできるように進めなくちゃいけないってのは考えております。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第15条及び第16条の審査を行います。

○事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長（八木幹男議員） 第15条及び第16条について、質疑を許します。

（「はい」の声）

4番、興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） 4番、興梠です。これ、記載義務なんで、前項に掲げるもののほか、町長が別に定める事項事項があるんだったらきちんと示しておかないと、みんな混乱します。急に町長これ必要だから急に言われてもええってなって、今年度でこういう風な形になってるんですか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 こちら規則のほうで様式を規定させていただく形になっております。その規則の中の項目がちょっとここの一覧だけになるかどうかというところが様式を変更して場合もありますので、その部分を考えて、条例本文で必要な項目を定めるのではなく、規則に定めた様式に記載する項目を、急遽変わったときに条例そのものの会則改定をしなくていいようにするためとなっております。なので何かあったときに、5年前のこの情報を記載してくださいという話ではなくですね、あくまでもその規則で定めた様式を5年間ほどし直してくださいと。ただその様式っていうのは、状況によって様式の改定があるかもしれない。そんなときに、この条例上の項目以外を書いてもらう基礎様式になったときに、条例本文を改正なく、規則の様式変更で速やかに宿泊事業者さんに対応頂けるようにするためのものとなっております。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） いや、そんなに様式変わるようなもの。ちょっと簡単に様式を変えるものじゃないっていう風に思うんですけど、これから変わるような形になるんでしょう。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 おっしゃるとおり様式は1回定めたらそう変わるものではございません。ただ、例えば近年で見ますと、マイナンバーの個人番号を記載してくださいとかっていうことが、例えば今であればありますけども、数年前であればそれを想定できなかったっていう状況になってます。では例えばそれを条例上に書いてないから、条例そのもので改正するのかといたら、様式に追加して対応するということで、変わるものではもちろんないんですが、このような、今言ったようなマイナンバーが一般的になって、それももらわなきゃいけないという状況がもちろん起こり得るというところでの、いう条項としてなっております。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

5番、保田委員。

○委員(保田 仁議員) 5番、保田です。帳簿の記載の様式ですけれども、規則で定めると言われているところですが、道でも同じような多分情報の記載、義務はあると思うんですね。手帳もあると。共通しているのかそれともまたまた別々の帳簿になるのかということと、既存で多分、分からないんですけど宿やさんって宿帳みたいなのを作ってると思うんですけど、その宿帳と共通したような一つの一つの宿帳をつくれれば全部網羅されるみたいなそういう、簡素化っていうんでしょうかね、そういったところは考えられているのかどうか

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 現状、現状の旅館業法上の宿町が皆さんのほうでどのように記録されるかというのはちょっと、実情として把握はしておりませんが、少なくとも道の宿泊税の様式を踏まえて、道税を網羅した様式にし、2枚出す必要がなく、1枚で済むような様式で、定めていきたいと考えております。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 保田委員。

○委員(保田 仁議員) 5番です。道と町は共通するっていうか情報共有できるっていう思うんですけども、もともとつくってる宿帳とも共通できるようなですね、そういう情報共有していただくのが一番いいのかなと。この後また罰則なんかも出てきてくるので宿帳そういった帳簿の記載って結構重要でまた手間がかかって、一番宿屋さん嫌がるところなのかなと思いますので、そこら辺は共通認識ですわいろいろ考案していただきたいなとそんな風に思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 そうですね。旅館宿泊事業者さんの手間のないような様式の作成に努めたいと思います。ただ一方でどうしても道条例のほうで、これは書かなきゃいけないよって言ったときには、町では要らないよと言いつつも、もらうような様式にはならざるを得ないのかなと思いますので、可能な範囲でという表現になってしまうかと思いますが、手間の少なく、よくなるような形を検討してまいりたいと思います。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第17条及び第18条の審査を行います。

○事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第17条及び第18条について質疑を許します。

(「はい」の声)

3番、京屋委員。

○委員(京屋愛子議員) 3番、京屋です。お願いします。ここですね、罰金の50万円の根拠について教えてください。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 50万円の罰金の根拠ですが、こちらも地方税法に定められてる金額をさしております。地方税法第675条にですね、市町村法定外普通税に関わる検査拒否に関する罪というものがありまして、こちらのほうで50万、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金というものを処するという風にもう地方税法上になっておりますので、そちらの金額を条例のほうでも、流用してきてるような形となっています。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 京屋委員。

○委員(京屋愛子議員) どうしても地方税法に横並びをしなくてはいけないか。私はそこはちょっと分からないんですけど。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 要は、法律がありますので、上のほうでという表現でいきますと、例えば町の条例で200万円と設定したところでも、法律のほうで50万円なんだから、法律、のほうが上位法なので、取れませんかというようになります。逆に町は10万円でもいいんじゃないかという風にした場合なんですけど、条例上確かにそうなりますが今度法律上どうなんだってなると、法律上は50万円まで行くよっていうときに、市町村が課せるんじゃなく、刑事のほうになったときに、法律のほうを見て、50という数字でありますので、やはり横並びにする必要が必ずしもあるかないかという、若干下めに設定することは可能かと思いますが、そういう風な部分で上位法とずれがある状況で条文をつくるより、であれば、上位法と同じ金額、そして、実際にかけるときには、もちろん一律で50万という話ではなく、情報を鑑みての上限の数字がここになっているというところでの条例上の数字となっております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 3番、京屋委員。

○委員(京屋愛子議員) 別に10万円でもいいんじゃないかというような話が出ましたよね。下げてもいいんじゃないかっていう例えばね。うん。私はやっぱり例えば必要だと思っている

んですが、その辺はちょっとどう、どのように考えてますか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 正直な話で数字を下げるには下げる根拠、理由が必要になります。法律で上限が定められており、その数字じゃなく、下げる理由は何ですかというときに、なんでしようというところで、私たちのほうで考えるとやはり、もちろん性善説でいけば、町民の方は、町民じゃない、宿泊事業者の皆さんはそんなことしないだろうという想定で下げることもちろんできるんですが、やはり私たちの条例をつくる上で、様々なバリエーションといたしましうか状況を考えると悪質な方がいたときに、そのような対応ができない状況をつくるよりであれば、やはり情報と同じような数字を使うのが適切ではないかということで、今回この数字を使っております。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 3番、京屋委員。

○委員(京屋愛子議員) 悪質な人がいた場合は、これは訴えればいい話で、私はこの条例の金額、もう少し考えるべきだと思っています。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 上位法である、地方税法に基づいて、この50万というのを決めて、町独自で安くすると訴えるというお話もありましたけれども、もちろん1番こういうものを使わないというのがいいことだと思うんですけども、やはり牽制をする、悪質なものに対しては適正に処分をするといったことで、地方税法と同じ金額ということで、罰金についても進めていきたいなという思っていますので、その辺はご理解ください。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

13番、高田委員。

○委員(高田紀子議員) 13番、高田です。すいません。今ちょっと今のところなんですけれども、ちょっと分からないのでご質問させてほしいんですが、目的税も一緒でしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 同じ金額となっております。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 高田委員。

○委員(高田紀子議員) 13番、高田です。であればですね、現状今入湯税のほうは、たしか

10万円以下の罰金っていう風に、出ているんですけども、そこと宿泊税と一緒に考えることはできないのでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 入湯税宿泊税の10万円なんですけど、金額ですが、入湯税は10万ってのは不申告に関する過料で10万円、これが今回でいう、17条ですね、17条が納税管理人の不申告に関する過料で10万円、入湯税も入湯税で納めるべき金額の不申告に関する10万円の過料となっております。記載義務違反としての検査等の拒否に関する違反としては50万円となっております。こちらは地方税法の10万円の過料を定めているのが678条で、こちらが市町村法定外普通税の納税管理に関わる不申告に関する過料という、不申告に対する過料の金額が10万円、検査拒否に関する違反が50万円ということで、二つ罰則の数字が根拠としてございまして、そちらでの数字のずれといたしまして、根拠の持っている金額の差という風になっております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 13番、高田委員。

○委員(高田紀子議員) えっとですね、不申告っていう話だったんですけど、今ここに、入湯税の税条例の持参してるんですけどそこに、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等って書いて、記載されてるんですけど、これは、同じ内容だと思うんですけど、これは不申告っていうことの内容ようになるんですか。150条のところに入湯税の特別徴収義務者を毎日入湯客数入湯料金及び入湯税額の帳簿に記載しなければならないっていうところで、151条に、前条第1項の規定によって帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、もしくは虚偽の記載をした場合は云々ってあって帳簿を1年保存しなかった場合において、そのものに対して10万円以下の罰金と、記載されてるんですけど、これって私違う。所でしょうか。すみません。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 えっとですね、税条例のほうで10万円とされているが、入湯税と、あと都市計画税のほうでも10万円という罰則が記載されてます。こちらの10万円の罰則の根拠がどこかという、ちょっとすみません。私手元の資料を読みながらになるんですけど、地方税法の678条、市町村法定外普通税の不申告に関する過料ということで、申告すべき納税申告すべき正当な事由がなくて申告しなかった場合ということで要は、帳簿と正当な理由がなくその数字をずらしたりとか何とかっていうところでの10万円という話があります。それが10万円で、記載義務違反というのが675条の二つがありまして、こちらの部分の数字になっており

ます。それでなので、ちょっと分かりづらいんですが50万円のほうが、18条ですね、18条のほうが、隠匿をすとか、廃棄をすとかっていうところで定めている部分で、ちょっとすいません説明がうまくだんだんできなくなっているの、ごめんなさい。ですけども、記載義務違反、何と言えいいいでしょうか。記載義務違反と報告しなかったというところでのずれといひましようか、すいません。一旦切ってもいいですか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 13番、高田委員。

○委員(高田紀子議員) 13番、高田です。ちょっとまだ理解が今まだ落ちてきてないんですけども、また、もうちょっと詳しく調べて、私も、理解してからお話をしたいと思います。今ちょっとまだ、説明、いいです。よろしくお願ひします。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 すいません。で、入湯税のほうの不申告に関する10万円が今、地方美瑛町の税条例のほうにあつて、50万円の不申告に関する罪が美瑛町の税条例にない状況になるつて言ひますと、記載義務違反か。記載義務は入湯税もあるんですが、地方税法そのものには701条の6、地方税法701条の6で入湯税に関わる検査拒否に関する罪というのが、1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということで、税条例のほうにはないんですが、上位法のほうには、しっかりその50万円という数字の根拠はあります。すいません答弁があつちこつち行つて申し訳ございませんでした。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。何かメリツトが罰則ばかりある。これ、正当な理由があるなしつていう判断は誰がどのような感じで。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 もちろんケース・バイ・ケースなのでこんな場合ですつていう風に断言できるものはないんですが、やはり先ほどの納税、減免ですか、災害のときとかで帳簿が焼けてしまつたとかつてつていうところで、金額が分からないとかつてつていうところはもちろんあるので、そういう風なときにはですね、過去の書類がないからつて罰金が発生するよつていうものではないですよつていうのが一つ分かりやすい事例としてはあるかと思ひ。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） いや、税務課のほうで判断する。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 もしないとなったときには税務課、そして税務課じゃなくて町全体で、要は、理事者のことも含めて、これが正当な理由であるかどうかの判断をする形となります。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） 法律性が十分あるかないかという会議みたいのが開かれる。そこで決定した上で、これは罰則という形になるのでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 税務課長。

○税務課長 今、ここにはもちろん書けませんけれども、恐らく運用だとかそういう中身を、罰則化して決めてるわけですから、そういう別なものは定めなければいけないと思ってます。今現在定めてはいないですけども、多分ランクをつけるような形で、こういう場合は、こここういうこれ以上、多分この悪意があるとかそういうような表現にはなると思いますけれども、恐らく不可抗力でっていうようなことがあればそこまで借りるとかは求めないというような、運用なりの決まりは別に、作成して、それで判断していくようになると思います。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

7番、白石委員。

○委員（白石久代議員） 7番、白石です。17条の2項の後半、情状により町長が定めるという文章があるんですが、条例案に、非常に町長が認めるとか町長が定めるという言葉が、多い気がするんですが、この情状っていうのは例えばどういうことか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 税務課長。

○税務課長 町長の名の多いということですけども、恐らくこれ全国的に今宿泊税、やっておられますけれども、その中でうちも参考にしてやっているので、形式的には美瑛町が特に町長がっていうのが多いということはないと思います。ただ一つ言えるのは、この中で全てを決めるような項目を全て洗い出してここに載せるということができないですし、条例にそんなに細かいところ載せられないのが現状だと。それで、一部には規則で定めると書いたりしていますけれども、全て規則で定めることも、現実的には厳しい部分もあるので、それでこういう書き方になっていると。それでこの情状により町長が定めると言ったら先ほども説明したとおり、状況によってその金額を定めて、こういう状況の場合はいくら、こういう状況の場合はいくら

という表現がこの表現になっていると思います。町長が定めるとは書いてますが、町長個人というわけではなくて、美瑛町の代表の町長という意味ですので、町で、事務は税務課になると思いますけれども、その案を作った上で、またこれ北海道も当然絡んできますので、北海道の決まり、そういう運用を参考にしながら、恐らく同じような同じ宿泊税北海道とりますので、そこを連携とった中で決めていくと思いますので、町長ということもありますけれども、もちろん北海道の内容とも整合性をとった形の中身であると。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

5番、保田委員。

○委員（保田 仁議員） 5番、保田です。10、第18条帳簿の記載義務違反等に関する罪ということで、これは基本的に特別徴収義務者に課せられる、罰則というところでよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 そのとおりであります。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 保田委員。

○委員（保田 仁議員） 5番、保田です。18条の第2項に、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人使用人、その者がですね、違反行為をした場合については、同じように、罰則が課せられるということによろしいですか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 従業員の方が万が一違法行為した場合、従業員だけが罰せられるんじゃなく、その団体の代表、全体法人が罰せられるという風な形になっています。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 5番、保田委員。

○委員（保田 仁議員） 5番、保田です。その場合ですね納税管理人、結局、例えば、例えば町外、海外、道外いらっしゃる特別徴収義務者に代わって納税管理人を設定した場合に、納税管理人についても、帳簿の記載義務だとか罰則というのは同じように課せられる。

○委員長（八木幹男議員） いかがでしょう。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 おっしゃるとおり、課せられるようになります。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

午後1時まで休憩いたします。

休憩宣言（午前11時52分）

再開宣言（午後1時00分）

○委員長（八木幹男議員） 休憩前に続きまして、委員会を開会いたします。

それでは、第19条及び附則の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第19条及び附則について、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興柁委員。

○委員（興柁勝也議員） 4番、興柁です。こういう風に期限を決めたのは。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 5年の理由ですが、既に導入している宿泊税のところ。また、北海道との条例のほうを見ての5年という数字を使っております。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 興柁委員。

○委員（興柁勝也議員） いや、これ。今はこれ5年ってやると、次の世代押しつけることになって、自治基本条例と同じ次に、自分たちが決めたもんじゃないのに、この条例を押しつけるようなことになる。町長も議会ももう5年後、また変わってるかもしれないんで、そうなると、この議会で決めたんだったらこの議会この議会の状況で決めたんだったら、取りあえず2年にして、また次の人たちに任せるっていうか、した方が何かみんな納得いくのかなって。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 条例、今回、もし、承認頂いたとしてのお話ができますが、どの条例もそうですが、その時の議員の皆さまが定めた条例で町政を運営するのではなく、長い目を見て条例を決めていただきまして、その上での運用という形になりますので、新条例があった場合において、その議員さんたちがいる間を任期するというのは適切ではないかなと思いますので、5年という数字を使っております。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 参事。

○**税務課参事** ちょっと確定情報ではないんですけども、地方財政審議会という総務省の組織にこういう新規新設条例を出して認めていただく活動をやるんですけども、ほかの例えば原発とかを持っている核燃料税とか、そういうのもですね、たしかほぼ5年単位で見直すようになって、多分総務省のほうで、そういう内規といいたししょうか、そういう形が出てるんでなかろうかと思えます。ほぼ全ての申請条例が5年ごとに何か更新しているような状況ではあります。

○**委員長（八木幹男議員）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案第4号全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。通常であればここで説明員は退席するところではありますが、質疑後も同席したいという旨の申出がありました。委員長はこれを許可したいと思えますが、異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認め、説明員の同席を許可するものといたします。

（「はい」の声）

12番、山本委員。

○**委員（山本賢一議員）** 議案第4号に対する修正案を提出したいです。

○**委員長（八木幹男議員）** ただいま12番、山本議員から修正案の提出が申出がありました。

ここでちょっと調整のため、休憩を入れたいと思えます。午後1時20分まで休憩いたします。

休憩宣言（午後1時08分）

再開宣言（午後1時20分）

○**委員長（八木幹男議員）** 休憩前に続き、委員会を開会いたします。

山本議員から、お手元に配付いたしました修正案が提出されました。修正案について、提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

12番、山本委員。

○**委員（山本賢一議員）** 私のほうから修正案を申し上げたいと思えます。

（修正案の朗読を省略する）

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**委員長（八木幹男議員）** それではただいま提出頂きました修正案の説明に対する質疑を求め

ます。許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これから討論を行います。修正案が提出されましたので、まず、議案第4号の原案の原案に賛成者の発言を許します。

(「はい」の声)

5番、保田委員。

○委員(保田 仁議員) 5番、保田でございます。よろしく申し上げます。原案賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ご承知のとおり、本町におきましては、昭和の頃から丘のまちびえいとして、多くの観光来訪者が訪れるようになり、現在まで40年近くが経過しております。その間、丘の展望公園駐車場やトイレ案内看板、道路などのインフラ整備はもとより、それらの修繕費用や清掃、草刈り、除排雪、汲み取り料、水道料など、ほかに道路の維持、修繕、清掃など、挙げれば切りがないくらい過去から積み上げた観光来訪者に対する行政コストは、膨大なものとなっております。それにかかる費用は、国庫補助金や国・道からの交付金を除けば、これらの行政コストの費用負担の大部分は、町民が納税する町民税の一般財源により多くを賄われてきました。美瑛町を訪れる観光客が増加することは、オーバーツーリズムによる生活環境への悪影響を除けば、町民にとって大変喜ばしいことであり、誇らしいことだと思っております。

また、観光来訪者にとっても、美瑛町の美しい自然景観や農業景観を堪能し、リフレッシュして日常生活に帰っていくことは、人生の糧となりうるものであり、その景観を十分に実感していることだと思っております。

ここで、本町における行政コスト増大の原因者となる観光来訪者がその費用の一部でも負担していただくことは、受益者負担、原因者負担の観点からも当然に理解していただけることを確認し、確信しているものであります。美瑛町の美しい景観を守り、未来へ持続可能なものとしていくためにも、財政運営における安定的な収入減として、重要な役割を果たす固定財源として、観光来訪者に起因する幅広い行政コストに使用できる普通税として宿泊税、駐車場利用税等の収入が必要だと考えるから、ことから、本議案に賛成するものです。

ここで一つ考えなければならないのは、宿泊税は宿泊を伴う来訪者からのみ、税を徴収することを徴収することになります。本町における観光来訪者のほとんどが日帰り客であることから、宿泊を伴う来訪者からのみ受益者負担、原因者負担として宿泊税を徴収することは、何かしらの不公平感や不合理性を感じるものも事実であります。美瑛町の行政区域に入る全ての観光来訪者から受益者負担、原因者負担として流域税や訪問税などを徴収することが理想的との声も聞かれます。しかし、それは、離れ小島の離島や谷間の集落であれば可能かもしれませんが、本町の地形、道路の本数から非現実的であり、税制体系や税法の縛りからいっても非常に

困難であることは明白なものであります。そこで一步踏み込んで、行政に対する要望として、特別徴収義務者として、宿泊事業者にのみ徴収に係る負担を負わすことのないよう、施行期日までの期間において、十分な説明、観光来訪者に対する啓発資料等、対応マニュアル等を整備することを望みます。

また、美瑛の美しい景観を守り、将来持続可能なものとしての目的のためにも、宿泊者に限らず、本町を訪れる全ての観光来訪者が宿泊税、駐車場利用税とは別に、他の観光施設等に立ち入る際に、協力金や使用料、寄附金として利用できるよう、SNS等を活用した取組を進めるべきだと考えており、多くの町民が、美瑛町の観光、景観の恩恵を受けながら、経済活動を続けている以上、こういった財源をもとに、農業と観光の協調によって現実ある景観の維持保全とグレードアップの取組を進めるべきだと考えております。

以上で、行政に対しての今後の取組に対する要望も付け加えまして、本原案に対して賛成の立場からの討論を終わります。よろしく願いをいたします。

○委員長（八木幹男議員） 次に、議案第4号の原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（「はい」の声）

4番、興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） 4番、興梠です。今回の原案に対して、反対の意見から意見を述べたいと思います。

今回の条例で最も問題になっているのが、宿泊事業徴収の徴収を担う宿泊事業者さんたちの提案が、全く取り入れられていないことが一番の問題だという風に考えております。また、これ受益者負担の理解できますけれども、これ、徴収の負担っていうのをこの宿泊事業者だけに負わせるっていうのはこれ、ちょっとリスク、リスクが大き過ぎるのではないかということもあるし、税の公平性からしても、来た人だけ泊まる宿泊事業者だけから税を取るっていう税の公平性っていうのが保たれていないという部分も考えられます。

また、その宿泊事業、宿泊税っていうもの、目的、法定外普通税とすることに対しても、この流用がどこになるかということもまだはっきりされていない。結局ところ、自分事として考えられないところで何か決められているっていうのが非常に問題という風に考えております。自分事として考えているのが宿泊事業者さんだけで、あの方々はほとんど影響がないっていう形の中で、これ大多数で決めるという風なやり方をされると、少しおかしなものに、条例としておかしなものになってくるのではないかという風に考えます。ちょっと用意してなかったんで、すいません。

以上のことから、反対意見を述べさせていただきました。はい。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ありがとうございます。

次に、議案第4号の修正案に賛成者の発言を許します。

(「はい」の声)

6番、青田委員。

○委員(青田知史議員) 6番、青田でございます。美瑛町新税審査特別委員会にご臨席の委員諸賢におかれましては、日頃より慎重審議にご尽力頂いておりますことを心から敬意を表するものであります。

議案第4号、美瑛町宿泊税条例の制定に対する修正案につき、賛成の立場より討論申し上げます。

本修正案は、附則における施行期日、1年3月を2年3月へと改めるとするものであります。宿泊税の導入は、町の観光施策を支える重要な財源の確保を意図するものであり、その趣旨には賛同できるものであります。しかしながら、制度の実施に当たっては、宿泊事業者各位の理解と協力を得ることが不可欠であり、その前提を不安視する声も多くあり、その状況を払拭するためには、十分なる準備期間と丁寧なる説明が求められます。

また、北海道におきましても、宿泊税導入の動きはあるものの、現時点においては具体化に至らず、進捗もまた停滞の感を免れる状況にあります。町としましては、北海道の動向に歩調を合わせ、広域的な整合性を保つことが、制度の円滑な運用に資するものと確信する次第であります。

後に招集される本会議においても、町議会の多数意思を、多数意思となるべく、条例の運用について議決に強く明確に意見を付すことも想定しており、さらに多くの賛同とともに修正案を本会議にも提出したいと考えております。町議会のレゾンデトール、存在意義は何であるのか。民意とはいかなるものか。我々は常にそれを自らに問い、その答えを導かなければなりません。そして議員としての享受を胸に真摯に議会活動に臨むことこそ、町民より付託された責務であると認識しております。政治学者マックスエバーは政治家が従うべき倫理として、責任倫理を解き、信条、心情けの心情ですが、陳情に基づく理想追求のみならず、決定の結果に責任を重要性を強調しました。心情倫理が確固たる価値観を重んじるならば、責任倫理は現実的な思考とともに、未来を見据えた判断を求めます。まさに今我々がなすべきは冷静な熟慮の上に立ち、逡巡やためらいを超え、責任ある判断を下すことであります。本修正案に賛意を示されることが、まさに議会の責務に適うものと確信し、討論を終えます。

○委員長(八木幹男議員) 次に、議案第4号の原案に賛成者の発言を許します。発言ありませんか。

(「なし」の声)

それでは続きまして、議案第4号の原案及び修正案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に、議案第4号の修正案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声)

ないようですので、議案第4号についての討論を終わります。

これから、議案第4号、美瑛町宿泊税条例の制定についての件を採決します。まず、本件に対する、山本委員からの提出のあった修正案について決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決をします。修正決議した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、修正決議した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

ここで委員会報告書についてお諮りします。委員会は、事件の審査、また調査を終えたときは、報告書を作成し、議長に提出しなければならないとされています。委員会報告は委員長が作成し、議会運営委員会の意見を聞いた上で提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議ありませんか。

(「なし」の声)

それでは、そのような形で報告書を作成したいと思います。

暫時休憩をいたします。1時40分まで休憩いたします。

休憩宣言(午後1時31分)

再開宣言(午後1時40分)

○委員長(八木幹男議員) 委員会を再開します。

引き続き審査を始めます。本委員会に付託されました議案第5号、美瑛町駐車場利用税条例の制定についての件を議題とします。議案第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

税務課長。

○税務課長 美瑛町駐車場利用税条例の提案理由につきましてご説明申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、本町はこれまで地方交付税や各種補助事業を活用した財政運営により来訪者の増加に伴う費用負担に対応してきましたが、今後も増大が見込まれる費用を負担し続けるには限界があり、原因者である来訪者にその負担を求めていく必要があります。町民の皆さんが安心して暮らし続けるまちづくりのために、来訪者の受入れに伴う財政需要の増加に対応し、持続可能な観光目的地としての競争力を維持、向上させるため、新たに町

駐車場利用税条例を制定するものであります。

続いて、制定の概要になります。本条例は第1条、趣旨から委任までの全19条から構成されております。第1条では、本条例の制定の趣旨について規定、第2条では、課税根拠とする法令等について規定、第3条では、条例における用語について規定、第4条では、納税義務者について規定、第5条では、課税免除となるものについて規定、第6条では、納税義務者に課する税率について規定、第7条では、減免について規定、第8条では、徴収の方法について規定、第9条では、特別徴収義務者となるものについて規定、第10条では、特別徴収義務者が行う申告について規定、第11条では、納税管理人の申告等について規定、第12条では、特別徴収義務者が行う申告納入について規定、第13条では、特別徴収義務者が納入する不足金額等について規定、第14条では、徴収不能額等の還付または納入義務の免除の取扱いについて規定、第15条では、特別徴収義務者の帳簿の記載義務及び保存について規定、第16条では、間接地方税及び夜間執行の制限を受けない税である旨を規定、第17条では、納税管理人に係る不申告に関する過料について規定、第18条では、帳簿の記載義務違反等に関する罪について規定、第19条では、規則への委任について規定しています。

附則では、施行期日、適用区分、準備行為及び見直し期間の検討について規定しています。施行期日は、規則で定める日からの施行と、公布の日からの施行となります。

以上で、美瑛町駐車場利用税条例の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（八木幹男議員） はじめに、議案第5号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） 4番、興梠です。これも多分総務省との事前協議やられてると思うんですけども、何か問題点とか指摘とかそういうのがあったら。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 税務課長。

○税務課長 宿泊税と同じように駐車場利用の条例についても、事前のですけども、総務省との協議は行っております。駐車場利用税条例につきましても、同じ宿泊税と同じように、町民の利用に関しての負荷をどうするかといったところで、原因者課税という同じ方式に基づいて進めておりますので、駐車場のほうを利用する町民の方。ここについては、税金を課さないという、同じ理論で進めております。ただ宿泊税と同じように、こちらは道税とわからないんですけども、同じ駐車場を利用するに当たり、町外の方はかかる。町内の方はかからないという考えは、それは論点の一つになるだろうという、同じような回答を得ております。ただ、今

進めている中では、原因者課税というものをですね、押し進めた上で、総務省と引き続き協議を進めまして、宿泊税も同じですけれども、そちらの内容でお認め頂けるようなことになるように、随時、協議を行っている最中でございます。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 興柵委員。

○委員(興柵勝也議員) 4番、興柵です。いや、これ駐車場は宿泊と違って駐車場料金を取った上に、二階建てになる。税金が戻ってくると二階建てになるということで、これたしか全部よろしくないんじゃないかなかったかと思うんですけど、その辺の指摘はなかったんですか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 税上二重課税というものを多分今、議員のほうから認識されて、おかしいのではないかというんですが、今現状は駐車場利用税、利用料に対してまた利用料で、料ではないですけども、利用があつて、あと利用に対しての課税ということなので、議員ご心配の二重課税という部分については該当になるものではございません。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 4番、興柵委員。

○委員(興柵勝也議員) 4番です。いや、でもそれでもうこれ税にする必要性、これ全般にもあるんですが、税にする必要性っていうのが、説明聞いたときに、取りやすいから全員する取りやすいからっていう風な話ですね確かあったんですけども、税にしなくても、単に駐車場利用料金を上げれば、これ、こんな条例つくらなくても、条例改正だけで済むんです。この話し合いもしなくていいし、それを考えれば、税にする必要性っていうのはもう少し、何か何かどういう風にか、腑に落ちるような説明。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 先ほど宿泊税のところでも、説明をさせていただきましたが、この駐車場の利用税と宿泊税というのは、車の両輪というような形で、いろいろと検討委員会の中でも考えた中で、美瑛町、今の美瑛町のこの状況の中で、全体として公平に取れる方法はどういうものかというものを考えたときに、当初は宿泊税だけの議論だったんですけども、検討委員会の中で、日帰り客が圧倒的に多いということで、それでは今現状の中で、何が一番とるのに適しているのか。スピーディーに進めていけるのかという議論の中で、この駐車場利用税、たまたま今、設備も整っている青い池の駐車場と宿泊税、これを合わせれば、相当な部分をカバーできるだろうというような議論の中から始まりました。ですので、今、当然料金を取っているんですけども、そもそも税として押し進めていく美瑛町としてしっかりと町外からの訪問される方か

らとっていくというような強い気持ちも含めまして二税を同時に進めていくというそういう内容の中で進んできております。

もちろん料金の値上げというのは、条例改正すれば簡単な部分もありますが、ただ料金については、使用目的が白金地区のいろいろな観光部分ですとか、もちろん駐車場の整備、維持管理、そういうものに使われるというところがメインになってくるかと思いますが、今回税を入れるということである意味普通税にしている部分もそうなんですけれども、町の様々な需要に対して行政需要に対しても使っていく、いけるというようなこともありますので、そこはあえて定量ではなく、税を新たに導入するというような理解をしていますので、ご理解頂きたいと思います。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。税にする必要性やっぱり分からないんですが、これ、普通税としてますよね。これ。前聞いたらこれ観光関係に使うという、観光関係のほうに使うのでやたらめったら変なものには使えませんよという説明もあつたんですけども、それだったら普通にちゃんと目的税として観光関係に使っておけば、よろしいんじゃないか。普通税にしたっていうのも、よく分からない。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 普通税にしているということでありまして、以前お示した後に、5本の柱を提示いたしまして、議員の皆様方にも、こういう使い方ですよということでご説明をしております。もちろん自由に使うっていう、自由に使えるという普通税ではありますが、その中でも、やはり納得のいく税として取って、何に使われてるというのは明確にする必要があるというようなことで、そういう形ではお示しさせていただいております。目的税でもある程度は使うことに対しては、問題ないのかなという風には思ってますけれども、原因者課税という、そちらの理論に基づいて行っているというようなこともありますので、そちらの理論もあわせて考えたときに、普通税である必要があるということもありますので、そちらは神奈川大学の青木先生の議論を引用させていただきますけれども、そのような形で普通税ということになっています。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) あ、すいません。これ、だから、税にするっていうのは、宿泊、宿泊税で足りない部分を、日帰り客を駐車場でも取るって言ってますけれども、これ両方利用する人は両方とも取られるわけだし、両方とも利用しない人は全然とられないわけですよ。あと

税の公平性っていうのがやっぱりこれとの理論だどちょっと保ってこられないので、やっぱりこれを税にする必要性がもう1回あるのか。もう1回。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 公平性という部分ですけれども、その公平性をどうしたら1番美瑛町に来る方から税を頂いて、それが公平に見えているのか、公平になるのかっていう議論は、そこは前段の提言書も頂きましたけれども、その委員会の中で、様々な観光関係の方、一般の町民の方、入った中で議論していただきました。当然その後、町として、美瑛町として何が本当に提言書の中身がどうなんだっていうところで話し合った結果、今のこの車の両輪ではないですけれども、宿泊税と駐車場利用税を合わせた形がベストなのではないかということで、こういう方針に決まったということになります。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで議案第5号について総括質疑を終わります。

次に、条文ごとに事務局が朗読し、審査を行います。

○議会事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第1条及び第2条について、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第3条と別表第1及び第4条の審査を行います。

○議会事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第3条と別表第1及び第4条についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

5番、保田委員。

○委員(保田 仁議員) 5番です。よろしくお願ひします。第4条の納税義務者についてお伺いをいたします。ただし書の中で、この限りではない。先ほどの宿泊税条例の中でも申し上げましたけども、この限りではないの中の第3号町内に住所を有する者ということで、先ほど興相議員との質疑の中でも、総務省との協議の中でネックになってるようなというお話でしたけども、例えばですね、使用料条例なんかはですね、減免規定とか、免除規定の中に、町民の場合、減免するとか免除するとかっていう規定を設けている場合があるかなと思ってるんですけど

ども、この納税義務者はですね、各1号、2号と明らかにちょっと内容が多分違うと思うので、例えば減免規定とか免除規定の中に町民を入れるということは、条例上、どのようなことなのかそこら辺をちょっとご説明頂きたいと。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 今回この条例をつくるに当たりまして、町民からとらないというキーワードは既にやはりありました。それをどう条文化するかというところで、もちろん議員おっしゃるとおりに、減免の部分に入れるという風な案も考えてつくっておりました。ただ、今回の宿泊税も含めた、駐車場利用両輪のこの二税について、考え方からすると、仮定した上で、対象外減免をするのではなく、そもそも今回の新税二つについては、原因者に課税しましょうという風な考え方になっておりますので、そもそも原因者ではない町民っていうのは、課税対象ではないという考え方のもと、納税義務者の段階で、町民を外すという風な条例のたてつけをつくっております。これは宿泊税のほうも同じように減免じゃなく、納税義務者のとこに入れてるといふのは、そういう理由で、そこに入れていような形となつて。

○委員長(八木幹男議員) よろしいですか。

(「はい」の声)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第5条及び第6条と別表第2の審査を行います。

○議会事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第5条及び第6条と別表第2についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

3番、京屋委員。

○委員(京屋愛子議員) しか上がってないんですが、障がい者福祉法をなぜ入っていないのか、大体障がい手帳を持っていますと、いろんな施設では減免があるはずなんですよ。ちょっと結構福祉施設の方も、わざわざスロープをつくってくれですから、これは入っていないとまずいかなと思ってんですけど、どのような、これが(3)の第2号に挙げるか町長が認める車両になるのか。その辺お答え頂けますか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○**住民税係長** まず町内の福祉施設については、福祉施設どうだっていうのだけ、町民というところで、町民であれば非課税になります。こちらの第3号のその他必要と認める車両というところに福祉車両が含まれるかというところなんですけど、こちらはですね一応今の段階では想定はしておりません。ここで想定してるのは、例えば北電ですとか、国の土地ですから、そちらのほうの工事があった際に入った車両なんかが非課税のほうの対象に、減免か減免の対象になるというところを想定してる部分でありまして、ちょっと議員ご指摘の障がい者の部分というのは現段階では、減免の対象という風なところには考えておりませんでした。以上です。

(「はい」の声)

○**委員長(八木幹男議員)** 3番、京屋委員。

○**委員(京屋愛子議員)** ちょっとしつこいようですけど、やはりこう、どうして入れなかったのかなってすごく思うんですよね。やはりうん。当然東川とか、来てたのは私もありますし、ちょっとそこはちょっと腑に落ちないかなと思ってるので、修正するのかどうか分かりませんが、その辺はどんなお答え願えますか。

(「はい」の声)

○**委員長(八木幹男議員)** 税務課長。

○**税務課長** 障がい者の現状とのことですけれども、これ今回たまたま宿泊税と一緒に出てきたこともありまして、北海道の宿泊税、それから、先ほど議論していただいた、美瑛町の宿泊税、それとこれも内容的には合わせているような形になっています。ただこの駐車場を考えたときに、非常に当初町民のそもそも課税しないというところから始まりまして、なかなかどう誰に課税をしたらいいのか、駐車場に入ってくるっていうのは、一人一人歩いて入ってくるわけで、当然車に乗って入ってくると。その中で、最終的には運転手運転手さんにかけてますよということなんですけども、今のお話の中でなかなか難しいから、免除しないということではないんですけど、一応、いろいろな議論があった中で宿泊税とあわせて、今ここに出ているんですけれども、今後ですね、今町長が必要と認める車両というのも含みで残してありますので、ここでどこまで拾っていけるか分かりませんが、ちょっと検討材料の一つにはしたいなという風に思います。

○**委員長(八木幹男議員)** ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

7番、白石委員。

○**委員(白石久代議員)** 7番、白石です。よろしくお願ひします。金額なんですけど、普通自動車1回500円。これは乗車してる人数ではなくて、運転手にかけるので、1人で運転しようが4人乗っていようが500円ということによろしいですか。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 ご指摘のとおりそのとおりです。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 7番、白石委員。

○委員（白石久代議員） すいません。もう一つ伺いますが、1日に2度行った場合というのもこの金額がかかりますか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 そのとおりです。1回に2回行った場合には、2回かかる。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 7番、白石委員。

○委員（白石久代議員） はい。そこは何らかの検討というのはなされなかったのでしょうか。写真を撮る方が結構朝行って、また夕方とかあるような。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 うんと、そうですね。町内町外にかかわらず、写真を撮る方、また夜もライトアップをしておりますので、それと日中と見に行くという方がいらっしゃるのには存じております。ただ、ただ要は来訪者の方に対しての課税というところで、2回目だからどうの。また1回目だからどうのというところは今回の税のところでは検討の部分に入っておりません。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 7番、白石委員。

○委員（白石久代議員） ちょっとまた話戻りますが、1台につき500円っていうのに至るまでにいろんな意見が協議されたと思うんですが、1人ずつ1人いくら取るっていうことは手間がかかるということで、1台500円という風になったのか。それとも、余り議論をされなかったのかちょっと伺いたい。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 税務課長。

○税務課長 駐車場の議論なんですけども、税にするという風に決めたときにですね、これも検討委員会の中なんですけれども、例えば、駐車場の中で人を入場する、駐車場ではなくてもそもそも入場税ですね。そういうところから始まったり、あとはその人数によって幾らにするほうがいいんじゃないか、平等なんじゃないかといろんな議論が出ました。ただ現実的に、ではあの混んでいる青い池で、人数を数えて、その分だけ取る。それから駐車場のところでやるのか、青い池にゲートをつくってそこに入っていく人から、具体的に例えば冬もありますし雨降って

るときもあるかもしれないですし、そういう中で、ただでさえ混んでいる中で人を行列させて並ばせることが、あそこのスムーズに入場させるというところも前提に置くと。なかなか難しいのではないかという議論がありまして、結果的に車が入ってくる今も料金取ってますけれども、そこにプラスアルファで税という形で取ることが、理想的ですし、費用に関しても、これ以上費用負担が増えないであろうということで、こういう形に決まった経緯があります。

○委員長（八木幹男議員） 質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興柁委員。

○委員（興柁勝也議員） 4番、興柁です。5条の3のところ町長が必要と認める状況及び税率について聞くんですけども、やっぱりさっき言ったように、これ、町長がいいって言えばオーケーみたいな話になってくることになりますよね。これどうやって現場で、これ町長が必要と言ったか、町長から必要と言われたよって言われ言われても、いつも通りできるっていうことになりますでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 免除の部分の運用の部分に関わるのところかと思います。第3号にかかわらず、第1項第2号、要は、修学旅行できましたっていうところの確認方法なども出てきます。学生が10人で来たから修学旅行ですと判断できるかという、やはりそこでは単純には判断できないとなったときに、やはり何かしらの減免である、確認をできる書類というものなりをつくって、それを出していただいてからの免除対応という風な形になるかと思っておりますので、こちらの町長が認める車両を区別する方法をどうするのかというよりも、この第5条の課さない車両に対しての、課さない車両である旨を確認できる方法というのは規則で定め、さらにそれぞれのために必要な様式等を定めて運用しようという風に考えております。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 4番、興柁議員。

○委員（興柁勝也議員） 4番、興柁です。いや、これそして整理、でもこれ、駐車場料金は必要だけど税が免税という場合は、どうなるか別で500円払って、何かあそこ駐車場、もう一個精算機をつくるのか、そういう場合。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 税務課長。

○税務課長 最初に料があって進めてきた中で今回税を上乗せするような、見た目は格好なんですけれども、今の段階でいうとあそこに自動精算機といいますか入ってきたら、切符を取って出るときに、ほかに備えてあるところで払うか出口で払うかして、出ていただくというような

方式になってますので、その中でその料と税を分けて何かということは、ちょっと機械上、今の機械のままだと、恐らくできないと思われま。もともとですねその町、今町民も料金を免除しているんですけども、そういうところで免除できたほうが、料も税も同じルールで取り扱っていったほうが、利便性、それから、機械の更新ですとかいろんなことを考えたときに、それが一番適当であろうということで進めておりますので、基本的には料と税、考え方は、ひとつ同じ考え方で進めたいという風に考えています。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。次、税率ですけども、普通車だったら500円の駐車場料金に対して500円の税金、これ100%ですよ。これ、消費税が100%になったら暴動起きちゃいますよね。この税率っていうのはどう世間的にもどうなの。総務省でもいいという風な形で見てるんですか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 ですね、基本的にこの料金に対して税を何か何%とかあいう形でかけているのではなく、そこに一回車で入る行為に対して、駐車場を利用する行為に対してかけているということなので、たまたま料金と税とかかかっておりますけども、そちらのほうの料に対してかけてるわけではないので、そちらはちょっと考えとしては、そういう意味合いでつくったわけではないということをご了承頂きたいなと思います。総務省のほうには両方かかりますよという話はしてますが、今の現在では、特にそちらのところでは何かご意見等頂いたことはございません。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。これもう1個だけ。ここで宿泊して駐車場やって、駐車場の中の売店でアイスクリーム買ったら、宿泊税かかって駐車場料利用税かかって、中で食べるといった消費税もかかります。今そんな風なことで税金額がどんどんどんどん固まってくると、これ課税というところの特に大丈夫。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 日本国内、外国もそうかもしれないですけども、至るところに税は存在しております。お酒買うのも、たばこを買うのも、普通のもの買うのも当然かかってくるんですが、この今回の考え方といたしましては、宿泊する行為に対しては、宿泊税。こちらは駐車場に駐車をする駐車場を利用することに対しての駐車場の利用する。それから、その中にたまたま売店はありますが、売店で物を買った消費税はちょっと町の税金ではありませんけれども、そ

ういう形で、その行為に対して別々に税金がかかるという考えですので、2重課税というようなお考えでのご質問がちよっと分らないですが、それぞれの行為に対しての課税ということで、特に問題はないと考えています。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第7条及び第8条の審査を行います。

○事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第7条及び第8条について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第9条及び第10条の審査を行います。

○事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第9条及び第10条について、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

2番、桑谷委員。

○委員（桑谷 覚議員） 2番、桑谷です。ここで言っているのか、どこで言っているのか分からないですけど、私みたいのがね、あそこの駐車場、駐車料税というのはね車とめた人が、駐車して利用税払ってますよね。普通の駐車料金っていうのが旭川どこにあるけど、私言いたいの、バスで降りて100人ぐらい近く通るんですよ。駐車場中ね。普通どこの駐車料金、駐車場ってね、金払ってるときにね、車とめる人しか利用しないんですよ。普通の人駐車場なんか入ってきませんよ。あそこだけね、バスをずっと1日、100人以上、毎日あそこ通ると車がね、車とめて欲しいとこういうですよ。危ないと。ここは我々が車とめて、駐車料金利用税払ってるのに、あなた方何で我々のね駐車場入ってね、行くんだね。不公平じゃないかと。我々金払ってるんだ。普通どこの駐車場をね、金払ってるときにね普通はちょっと通れませんが、旭川の病院だってね駐車料金なんかにね。普通車とめて車通るけど普通人は車通れませんがこれ。ただ私はあそこいつも思うけどね、車送るんでね。何のバス降りてしか、あんなずら一と100みたいな危ないと、ね。だから仕事に金取らないで、我々が500、1,000円取る。ちょっと不公平でねえかと私聞かれたんですよ。ただ私ね、あそこ通らん通らさんばいいんですよ。あそこの通る車、とめてる人が利用している利用税ですからね。あそこを通ってね青い池行かないでずっと回していけばいいんですよ。もしあそこ通って行きたかつ

たらね、話があってもね。そこでね、300円の200円も500円でも金払ってね、通らんと私はね、不公平やと思うんですよね。そういうことにはちょっと言いたいと思うんですね。だから、あっこは誰でも通るっちゅうのはおかしいんですよ。車とめるのがね、バスは前3,000円、4,000円、5,000円も払って、車も払って、あっこ通るんですかね。普通の人がある。何か月か、駐車料金払ってるとこなんか普通人間通れません。あっこ病院でもどこでも。それなのにね、あっこね駐車場利用税っていうんだからね。もういいですか、そういうことで、ちょっと上がってもちょっと分かりませんよね。そういう人からでもね、少し金取ったらいいと思いますよ。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ちょっとずれてしまいましたけども、申し訳ありません。

（「はい」の声）

住民税係長。

○住民税係長 本条例としては、あくまでも駐車場を利用した行為にかけての課税というところ  
です。もう1点、桑谷議員さんからありました駐車場の運用ですかね。駐車場内を歩く人の管理  
といいましょか、についてはですね、駐車場を管理する課のほうにですね、そのような危  
険な状況があるということを伝えてですね、どのように対応するべきかは検討してもらいたい  
なと思いますので、ここでの回答は控えさせていただきます。

○委員長（八木幹男議員） 質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田委員。

○委員（青田知史議員） 特別徴収義務者なんですけれどもね、これ委託というか、指定管理  
なのか、こちらのほう、しっかりと管理される業者さんになるかと思うんですけれども、かな  
りこう負担というかね、そういうのはある中で、現行の管理しているいう、そういう法人さん  
がやっていくのが想定している、そういう何か今イメージがあればですね、どのような形でや  
るのか、その辺説明してるのかどうかはまだ分からないですけど、どのような業者さんをあれ  
して、何ていうかな、想定しているのか、まず伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 住民税係長。

○住民税係長 現状で、今回の条例は、美瑛町の青い池の駐車場条例で、駐車場のみを指定して  
おりますので、現状、青い池の駐車場を管理してる業者さんに、利用料と税両方集金をしてい  
ただくような想定はしております。その後なんです、美瑛町への納税までのステップなんです  
が、こちらまだ、想定段階ですので、各課と調整をしなきゃいけないところではございま  
すが、駐車場としては観光課が対応をする部分になりますので、料と税を合わせたお金を歳入  
歳計外といいましょかね、一旦多く部分がありますのでそちらにお金を入れて、料と税を分

けて、税の部分のみを、町税務課っていう町、町でいう税務課というんでしょうかね、ほうに納めるで、料は観光課のほうで調定を起こすという風な形で作業をするような想定はしております。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 青田委員。

○委員(青田知史議員) 答弁頂きました。それでこちらね、駐車場の入場料取るようになったときにも、金融機関のほうでですね、要は、QRコード決済だとかいろいろそういうのをやって、なるべく現金の取扱いを減らそうというそういうことでね、経緯あったんですけども、今後こちらのほうでですね、そういう委託業者さんなり、指定管理受けてる業者さんが、徴収にあたってですね、かなり件数だとかつつたら、かなりのあれ来るかと思うんですけどもね。それによって、駐車場の管理料だとかっていうのがどのようなね、方向性というか、想定しているのか、その辺りについてお聞かせください。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 住民税係長。

○住民税係長 駐車場の委託料の部分ですが、正直まだ条例が通っておりませんので、具体的に業者さんのほうに、このような事務が増えてどういう風になるという話はしていない段階でありますので、どう検討してるかと言われるとちょっと今の段階ではまだ、ゴーサインが出てない段階での検討というはしておりません。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 青田委員。

○委員(青田知史議員) それとあわせてね、やはり想定外の部分あるかと思うんだけど、例えば土日で金融機関が休みだとかね、そういうときにも前回そういう何ていうのかな、入場料取るとか、駐車料金取るときにはそういうことも想定してやってね。要はその現金どう保管するんだとかそういうこともあるもんですから、徴収した後のこともしっかりねやっぱりこう考えていかなきゃならない部分あるかと思うので、その辺についてはですねくれぐれも事故のないようにとかね、よりこれも、令和8年の4月とか、そういうことになってはいるけれども1社のほうにね、要はお願いすることになると思うんだけど、その辺についてはきちんとね想定していかないと今日、例えば可決されたすぐにやっていかなきゃならない部分あるかと思うんだけど、その辺のリスク管理とかその辺についてはね、想定しているのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 今の商工観光交流課のほうでは料金という形では運用はされているかとは思いま

す。とはいえ税が入るということで当然今まで以上の業務が増えてくるということが考えられますので、その辺については全く話をしていないわけじゃないんですけれども、一応今税がプラスされる可能性はあるというようなニュアンスでは伝わっていると思うんですけれども、商工観光交流課とうまく話をした上で、現状の部分、それから税が入ったときのいろいろと増える対応の部分、それから金額ももちろんそうですけれども、あの想定しながら、しっかり、税収、仮に入れば税収も増えるとは言いましても、なるべく経費についても、経済的に、簡素になるような形で進めていきたいと思っております。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第11条及び第12条の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第11条及び第12条についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第13条及び第14条の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第13条及び第14条について、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第15条及び第16条の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第15条及び第16条について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興柁委員。

○委員（興柁勝也議員） 4番、興柁です。第16条ですけれども、やっぱり普通税よりもこれは目的税にしたほうがよろしいんじゃないかと思うんですけれども、普通税としてすることのメリット、目的税にしたら駄目っていう理由っていうのがあれば。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 当初から申し上げているとおり最初の入り口からですけれども、普通税ということで、原因者課税、これをベースにしておりますので、駐車場、利用税だけではなくて、宿泊税も含めた中で、一緒に目的税ではなく普通税ということで進めておりますので、こういうまあまあ、書き方にして普通税としております。いろいろご議論あるとは思いますが、一連の全体的な、理論文章の中でも、普通税ということをご理解頂きたいと思います。

(「はい」の声)

○税務課長(岩佐和男君) 興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 駐車場を利用する人に、これ何に使うんですかって言われたときに、いや、道路整備ですとか言ったってあんまり納得されないのかなど。観光のために使いますって言ったら、そうそうですかという話になるかもしれないけれども、そういう意味でもやっぱり目的税で柱4本柱5立てというのがほぼ観光のことなんで、この目的税という風にやってもこれはいいんじゃない。はい。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 税務課長。

○税務課長 もちろん観光の5本柱ということで観光側の部分が多いんですけども、使い方の部分、ほぼほぼ観光の部分が多いとは言いますが、使い道の部分もちろんライフラインですとか、廃棄物の処理ですとか、様々な、やはり観光客の往来によって生じ、生じてくる部分もあるということもありますので、こちらに関しては、美瑛町としては、そういうことで使っていますよということで、当然、税の使い道も、どこかに表示して、来訪者の方に知らせながら、有効に活用させていただくという風にしたいと思っていますので、現時点では、今、目的税ということではなくて、全体の理論の中での普通税ということをご理解頂きたいと思います。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第17条及び18条の審査を行います。

○議会事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第17条及び第18条について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第19条及び附則の審査を行います。

○**議会事務局長**

(条文の朗読を省略する)

○**委員長（八木幹男議員）** 第19条及び附則についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案第5号全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

13、失礼しました。12番、山本委員。

○**委員（山本賢一議員）** 12番、山本です。今回、美瑛町の駐車場利用条例で、これできたわけですけども、これ最後の45頁のところ、別表第1ですね名称、青い池駐車場と、今後ですね例えば他の駐車場で利用料とか駐車料金ですねこれを徴収するような場合が出た場合には、そういうところもこの駐車場条例が生かされるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○**委員長（八木幹男議員）** 税務課長。

○**税務課長** この条例を、つくっていく過程の中で、町の中でももともとはこの駐車場、青い池っていうのは、機械も導入されていて、特に追加の費用負担が余りなく、とれるというようなことで、ここに落ちついたんですけども、これ以外、民間の駐車場でも、実際町内にお金を自動支払い機でとっているような場所もあります。ただ、年中とっていないですとか、とり方の問題もあるんですけども、そういうのが整備されてきちんと、例えば人も設けるとか、そういうもちろんこの減免みたいな減免だとか、料金取らないっていうような、仕組みにもなっておりますので、そういう部分がクリアできるような駐車場であれば可能かなという風に思っています。ただそこまで経費をかけて、駐車場を運営しようとするとかかなり費用負担が増えてきます。特に人を配置しただけですと、相当の費用負担になりますので、そういう部分特に民間の場合は、うちから仮にお願いをしたとしても、非常に費用負担が大きいので、それだったら、例えば料金取りませんよとか、人は置けませんよとか、そういう懸念もあるのかなと思っています。今回の青い池ということで、ある程度その設備ですとか、人材の配置が整っているという部分において、まずここから始めていこうという風にしてはおりますが、今後もしかすると、町内でも青い池のような、有料駐車場を別に造る場合も想定されますので、そうなった場合には、新たにこの別表1のところ、2段目3段目にとれるような駐車場ができれば入れていくという風なことは想定しております。

○**委員長（八木幹男議員）** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで議案第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対者の発言を許します。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。反対の立場から意見を述べさせていただきます。今回の駐車場税これは本当に駐車料金の値上げで単純に済む話で、税にする必要性っていうのは全くありません。また、さっき今も出ましたけど、町内ほかに有料駐車場ありますけれども、そちらは税金取られないってなると、税の公平性同じ駐車場有料駐車場なのになにこっちは取ってこっちを取らないっていうような税の公平性っていうのもちょっと保てなくなってくる。また、やっぱり普通自動車500円の料金に対して500円の税金税率100%っていうのはちょっと理解得られるとは思えないし、あっちで税金、宿泊して税金駐車場で税金また別のところで税金となってくると、美瑛町のイメージがちょっと税金の町みたいなイメージになってくるようなUターンにもつながってくるか懸念もあります。そういう意味からしても、やはりこれは単純な駐車場、また駐車場の看板の設置にしても、多分税込み1,000円とかそんな感じになるのかなと思うんですけれども、それと、使う側からすれば、単なる駐車場や値上げにしか見えないので、そういう意味からもあんまり税にする必要性っていうのは本当に薄い、単なる値上げで済むんじゃないかっていう意味で、反対意見を述べさせていただきます。

○委員長(八木幹男議員) 次に、賛成者の発言を許します。発言者討論ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田委員。

○委員(青田知史議員) 我々は民意がどこにあるか、まずそれをですね、改めて考えなければなりません。財源検討委員会において、商工の団体、農業団体、また、有識者を交えて、この議案、条例案が上程されてきているわけでございますが、本条例案につきましては、やはり美瑛の持続的な財政運営を図る、継続していくためにもですね、必須のものであるということで、町のほうも、十分検討の上、上程してきていると。そのような理解であります。しかしながらですね、この辺は我々がしっかり肝に銘じていかなきゃならないのは、将来に対してやはり我々はですね、被告になる立場もございます。ただ、この条例含めてですね、一つの財源をこれからどうやって考えていくかということについてはですね、きっかけになるであろうと。もし仮にこの条例を施行して、公布・施行したときにですね、いろんな反響というか、場合によってはハレーションも起きるかもしれないと。それを踏まえた上でですね、私はこの条例案については、将来責められる立場になるかもしれないけれども、そこはですね、しっかりと肝に銘じて挙手をしたい、そのように考えているわけであります。委員諸賢におかれましてもですね、ともに、将来の被告人となることも、肝に銘じて、しかしながら、美瑛の財政状況を考え

たときにですね、しっかりと表彰したいと、私はそう思っております。賢明なご判断を期待して、賛成の討論といたします。

○委員長（八木幹男議員） 次に、反対者の反対討論を許します。ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

これから、議案第5号、美瑛町駐車場利用税条例の制定についての件を採決します。本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

ここで委員会報告書についてお諮りします。委員会は、事件の審査または調査を終えたときは、報告書を作成し、議長に提出しなければならないとされています。委員長、委員会報告は委員長が作成し、議会運営委員会の意見を聞いた上で提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「なし」の声）

異議なしと認め、それではそのような形で報告書を作成したいと思います。これで、本特別委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。説明員の皆さま、ご苦労さまでした。

会議を閉じます。

本日は、積極的な議論展開を頂き、ありがとうございました。本町の目指す観光は暮らしと観光の融合によるまちづくりであり、言い換えると、住んでよし、働いてよし、訪れてよしの観光まちづくりを推進していくであると考えております。今回審査対象にしてきた宿泊税条例、駐車場利用税条例は、課題は残されているものの、観光まちづくりの出発点と言える事項ではないかと考えております。どこかでボタンのかけ違いが起きてしまいましたが、立ち止まっている余裕はありません。美瑛町自治基本条例の前文には、町民、行政及び議会がそれぞれの役割を認識し、一体となって地域課題の解決に取り組むことが必要であります。と明記されております。今回の新条例が、ここに立ち返るきっかけになるものと確信して、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

午後 2時58分閉会